

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 参照条文 目次

○	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）	1
○	道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）	26
○	道路法等の一部を改正する法律案（令和七年法律第 号）（抄）	49
○	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）	54
○	道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）	54
○	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）	76
○	踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）（抄）	84
○	高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄）	84
○	高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）（抄）	90
○	日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）（抄）	91
○	日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）（抄）	94
○	道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）	95
○	都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）	95

○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

（管理の特例の場合の読替規定）

第一条の七 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

項	一	二	三	四	五
読み替える規定	第十三条第三項、第十八条第一項、第五十条第一項、第四項及び第五項	第十三条第四項	第十三条第四項、第五十三條第二項	第十三条第四項、第十九条第二項	第十七条第六項及び第七項、第二十五条第一項、第四十八條の十九第一項、第五十一条、第五
読み替えられる字句	都道府県	第一項	関係都道府県	都道府県の	都道府県又は
読み替える字句（法第十七条第一項の場合）	指定市	第十七条第一項	関係する指定市、都道府県又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。第九十四条第五項において同じ。）	指定市の	指定市又は
読み替える字句（法第十七条第二項の場合）	指定市以外の市	第十七条第二項	関係する指定市以外の市、都道府県又は指定市	指定市以外の市の	指定市以外の市又は

十二	十一	十	九	八	七	六	
第五十三条第二項	第五十条第七項	第五十条第六項	第五十条第六項及び第七項、第五十三条第二項	第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項	第十九条第三項、第十九条の二第三項、第二十条第四項、第三十一条第三項	第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条第一項、第九十六条第二項及び第三項	十三条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項
当該都道府県	関係都道府県	国道の所在する都道府県	当該国道の所在する都道府県	他の都道府県	市町村	都道府県である 都道府県の議会に	
当該指定市	指定市及び関係都道府県	国道の所在する指定市	当該国道の所在する指定市	都道府県	市（指定市を除く。）町村	指定市の議会に	指定市である
当該指定市以外の市	指定市以外の市及び関係都道府県	指定市以外の市で国道の所在するもの	指定市以外の市で当該国道の所在するもの	都道府県	市（指定市以外の市を除く。）町村	指定市以外の市の議会に	指定市以外の市である

3 2
(略)
法第十七条第四項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

十三		十四	
第九十四条第五項		第九十六条第二項	
都道府県である		都道府県の知事	
指定市、都道府県、指定市以外の市又は町村（第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。）である		指定市の長	
指定市以外の市、都道府県、指定市又は町村（第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。）である		指定市以外の市の長	

項	一	二				三
読み替える規定	第二条第二項第二号、第七号及び第九号	第十三条第四項				第十八条第一項
読み替えられる字句	道路管理者	第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理	修繕又は災害復旧	都道府県の	関係都道府県	第十六条又は道路管理者」という
読み替える字句	道路管理者又は指定市以外の市町村	第十七条第四項の規定により指定市以外の市町村が国道の修繕	修繕	指定市以外の市町村の	当該指定市以外の市町村及び関係する都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。）	第十六条若しくは道路管理者」という。）又は指定市以外の市町村（以下「道路管理者等」と総称

四	
第二十一条、第二十二条第一項、第二十二 条の二、第二十三条第一項、第二十四条、 第二十四条の二第一項及び第三項、第二十 四条の三、第二十八条の二第一項、第三十 二条、第三十三条第一項、第二項第三号及 び第三項、第三十四条から第三十六条ま で、第三十八条、第三十九条第一項、第三 十九条の二第一項、第三十九条の三第一 項、第三十九条の四、第三十九条の五第一 項、第三十九条の六第一項から第三項ま で、第三十九条の七第二項及び第四項、第 三十九条の九、第四十条第二項、第四十一 条、第四十二条第一項、第四十四条の三第 一項から第五項まで及び第八項、第四十五 条第一項、第四十六条第一項及び第二項、 第四十七条の十七第一項、第四十七条の十 八第一項、第四十八条の二十三第一項、第 四十八条の二十四第一項、第四十八条の二 十五、第四十八条の二十六第一項、第四十 八条の二十七第一項及び第二項、第四十八 条の二十八第二項、第四十八条の二十九、 第四十八条の三十七第一項、第四十八条の 六十第一項及び第三項、第四十八条の六十 一、第四十八条の六十二第一項から第三項 まで、第四十八条の六十三から第四十八 条の六十五まで、第五十六条、第五十七条、	
道路管理者	決定して
道路管理者等	決定し、道路管理者は する

	七	六	五	
第四十七条の十五第一項	第三十九条第二項、第三十九条の二第五項	第三十三条第四項、第三十九条の二第七項、第三十九条の五第二項、第四十五条の二第二項、第四十七条の十八第二項、第四十八条の二十三第六項、第四十八条の二十六第二項、第四十八条の三十八第一項及び第三項	第二十四条の二第一項	第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第七十三条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項
道路管理者は、第四十六条第一項	道路管理者	道路管理者は、	道路の 駐車料金	
第四十六条第一項	当該占用料を徴収する道路管理者等	道路管理者は、道路管理者等が	指定市以外の市町村にあつては道路の附属物である自転車駐車場に自転車を駐車させる者から、駐車料金	道路管理者にあつては道路の

[illegible]

十六		第五十三条第二項	第六十一条第二項	第六十四条第一項	十九	第七十三条第一項	第七十四条	第七十五条第一項	第七十五条第一項第二号、第二項第二号、第四項及び第五項、第七十六条第一項、第	二十三
関係都道府県	都道府県が	都道府県に	道路管理者	停留料金並びに	は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	道路管理者	道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において	当該指定区間外の国道の道路管理者	道路管理者	
当該指定市以外の市町村及び関係都道府県	指定市以外の市町村が	指定市以外の市町村に	当該負担金を徴収する道路管理者等	停留料金、	並びに第三十九条の規定に基づく占用料で、第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市町村	負担金等を徴収すべき道路管理者等	新設又は改築をしようとする指定市以外の市町村	指定市以外の市町村	指定市以外の市町村	

4 法第十七条第六項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	
八十五条第三項	第七十五条第二項	第七十五条第二項第二号	第七十五条第五項	第七十六条第一項	第九十六条第二項	
都道府県道及び指定市の市道に関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に関し、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該道路の道路管理者	要求（都道府県知事がするときは、勧告）	国土交通大臣又は都道府県知事	要求若しくは勧告	次に掲げる事項を都道府県である場合にあつては国土交通大臣に、市町村である場合にあつては都道府県知事に	又は市町村である道路管理者 又は当該市町村の長 都道府県である道路管理者	
、都道府県道に関し、次の各号に掲げる場合においては、指定市以外の市町村	要求	国土交通大臣	要求	第一号、第二号及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあつては、第三十九条第二項の規定により定めた条例に限る。）を国土交通大臣	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村の長 若しくは当該市町村の長又は当該指定市以外の市町村の長 都道府県である道路管理者又は指定市以外の市町村	

三	二	一	項
第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第三十二条、第三十三条第一項及び第二項第三号、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の三第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の十四、第四十七条の十五第二項、第四十七条の十七第一項、第四十七条の十八第一項、第四十八条の二十三第一項、第四十八条の二十四第一項、第四十八条の二十五第一項、第二項及び第	第二十一条、第二十三条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第三十二条、第三十三条第一項及び第二項第三号、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の三第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の十四、第四十七条の十五第二項、第四十七条の十七第一項、第四十七条の十八第一項、第四十八条の二十三第一項、第四十八条の二十四第一項、第四十八条の二十五第一項、第二項及び第	第二項第二号、第五号及び第七号から第九号まで	読み替える規定
		第十八条第一項	読み替えられる字句
道路管理者	決定して	道路管理者」という	道路管理者又は
	道路管理者等	道路管理者」という。又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する	道路管理者又は国土交通大臣
	決定し、道路管理者は	第十六条若しくは	読み替える字句

六	五	四	
第三十九条の二第六項	第三十九条の二第一項、第四十八条の二十 三第五項	第三十三条第三項及び第四項、第三十九条 の二第七項、第三十九条の五第二項、第四 十五条の二第二項、第四十七条の十八第二 項、第四十八条の二十三第六項、第四十八 条の二十六第二項、第四十八条の二十九の 六第一項及び第三項、第四十八条の三十八 第一項及び第三項	四項から第六項まで、第四十八条の二十六 第一項、第四十八条の二十七第一項及び第 二項、第四十八条の二十八第二項、第四十 八条の二十九、第四十八条の二十九の三、 第四十八条の二十九の四、第四十八条の二 十九の五第一項、第四十八条の三十二、第 四十八条の三十三、第四十八条の三十七第 一項、第四十八条の四十九第二号、第四十 八条の六十四、第五十七条、第六十六条第 一項、第六十七条の二、第六十八条、第六 十九条第一項、第七十条第一項、第三項及 び第四項、第七十一条第一項から第五項ま で、第七十二条第一項及び第三項、第七十 二条の二第一項及び第二項、第九十二条第 四項、第九十三条、第九十五条の二、第九 十六条第五項前段
道路管理者（	道路管理者は	道路管理者は、	
道路管理者等（	道路管理者等は	道路管理者は、道路管理者等が	

6 5
(略)

法第十七条第八項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

七	第四十七条の二第二項	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項	第十七条第六項の規定により国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項
八	第四十七条の二第二項及び第三項	の道路管理者	の道路管理者又は国土交通大臣
九	第四十七条の十五第一項	道路管理者は、第四十六条第一項	第四十六条第一項
		場合においては	道路管理者等は
		、道路管理者	、道路管理者等
十	第四十八条の十四第一項	道路管理者は、	道路管理者等は、道路管理者が
十一	第四十八条の四十五	特定道路管理者	特定道路管理者又は国土交通大臣
十二	第五十四条の二第一項	共用管理施設関係道路管理者	共用管理施設関係道路管理者又は国土交通大臣及び他の道路の道路管理者
(略)			
法第十七条第八項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
一	第二条第二項第二号、第五号及び第七号から第九号まで、第二十条第一項、第四十七条の十二第三項	道路管理者	道路管理者又は都道府県
	第十八条第一項	第十六条又は	第十六条若しくは

二		道路管理者」という	道路管理者」という。 （以下「道路管理者等」と総称する
三	第十九条の二第一項	決定して 道路管理者及び	決定し、道路管理者は 道路管理者又は都道府県及び
四	第十九条の二第一項、第二項及び第四項、 第五十四条の二第一項及び第四項	共用管理施設関係道路管理者	共用管理施設関係道路管理者等
五	第十九条の二第三項、第五十四条の二第三項	「とあるのは「共用管理施設関係道路管理者 者	の」とあるのは「共用管理施設関係道路 管理者等の」と、「関係都道府県知事 は」とあるのは「共用管理施設関係道路 管理者等である道路管理者は
六	第十九条の二第五項	共用管理施設関係道路管理者の 共用管理施設関係道路管理者は	共用管理施設関係道路管理者等の 共用管理施設関係道路管理者等である道 路管理者は
七	第二十条第三項	道路管理者と	道路管理者又は都道府県と
八	第二十条第三項及び第四項、第五十五条第 三項	道路管理者又は 道路管理者	道路管理者若しくは都道府県又は 道路管理者等
	第二十条第五項、第二十一条、第二十二条 第一項、第二十三条第一項、第二十四条、 第三十二条、第三十三条第一項及び第二項 第三号、第三十四条から第三十六条まで、	道路管理者	道路管理者等

第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の三第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第二項及び第五項、第四十七条の十四、第四十七条の十五第二項、第四十七条の十七第一項、第四十七条の十八第一項、第四十八条の二十三第一項、第四十八条の二十四第一項、第四十八条の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第四十八条の二十六第一項、第四十八条の二十七第一項及び第二項、第四十八条の二十八第二項、第四十八条の二十九、第四十八条の二十九の三、第四十八条の二十九の四、第四十八条の二十九の五第一項、第四十八条の三十二、第四十八条の三十三、第四十八条の三十七第一項、第四十八条の四十九第二号、第四十八条の六十四、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第二項及び第二項、第八十七条第一項、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二、第九十六条第五項前段

十七	第四十七條の十五第一項	、道路管理者	、道路管理者等
十六	第四十七條の二第三項	道路管理者は、第四十六條第一項 場合においては	道路管理者等は
十五	第四十七條の二第二項及び第三項	（国） の道路管理者	（国）又は都道府県 の道路管理者又は都道府県
十四	第四十七條の二第二項	道路管理者を異にする二以上の道路に係 るものであるとき（国土交通省令で定め る場合を除く。）は、同項	第十七條第八項の規定により都道府県が 維持又は災害復旧に関する工事を行う道 路及び当該道路以外の道路に係るもので あるときは、前項
十三	第三十九條の二第六項	道路管理者（	道路管理者等（
十二	第三十九條の二第一項、第四十八條の二十 三第五項	道路管理者は	道路管理者等は
十一	第三十三條第三項及び第四項、第三十九條 の二第七項、第三十九條の五第二項、第四 十五條の二第二項、第四十七條の十八第二 項、第四十八條の二十三第六項、第四十八 條の二十六第二項、第四十八條の二十九の 六第一項及び第三項、第四十八條の三十八 第一項及び第三項	道路管理者は、	道路管理者は、道路管理者等が
十	第二十條第六項	道路管理者と	道路管理者等と

十八	第四十八条の十四第一項	道路管理者は、	道路管理者等は、道路管理者が
十九	第四十八条の四十五	特定道路管理者	特定道路管理者又は都道府県
二十	第五十五条第一項及び第四項	道路管理者	道路管理者若しくは都道府県
二十一	第七十五条第一項	当該指定区間外の国道の道路管理者	都道府県
二十二	第七十五条第一項第二号、第二項第二号、第四項及び第五項、第七十六条第一項	道路管理者	都道府県
二十三	第七十五条第二項	都道府県道及び指定市の市道に関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に関し、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該道路の道路管理者	、都道府県道に関し、次の各号に掲げる場合においては、都道府県
二十四	第七十五条第二項第二号	国土交通大臣若しくは都道府県知事	国土交通大臣
二十五	第七十五条第三項	要求（都道府県知事がするときは、勧告）	要求
二十六	第七十五条第五項	当該道路の道路管理者	都道府県
二十六		国土交通大臣又は都道府県知事	国土交通大臣
二十七	第七十六条第一項	要求若しくは勧告	要求
二十七		次に掲げる事項を都道府県である場合にあつては国土交通大臣に、市町村である	第一号から第三号までに掲げる事項を国土交通大臣

		場合にあつては都道府県知事	
二十八	第九十六条第二項	都道府県又は 都道府県である道路管理者	都道府県である道路管理者若しくは都道府県又は 都道府県である道路管理者又は都道府県

7 法第四十八条の十九第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第四項（同項の表三の項（第二十一条、第二十三条第一項、第三十三条第二項第三号、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十七条の十七第一項、第四十七条の十八第一項、第四十八条の二十三第一項、第四十八条の二十四第一項、第四十八条の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第四十八条の二十六第一項、第四十八条の二十七第一項及び第二項、第四十八条の二十八第二項、第四十八条の二十九、第七十条第一項、第三項及び第四項、第九十二条第四項並びに第九十三条に係る部分を除く。）、四の項（第四十八条の二十九の六第一項及び第三項並びに第四十八条の三十八第一項及び第三項に係る部分に限る。）、八の項、九の項及び十一の項に係る部分に限る。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。

項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
一	第二十一条	道路管理者	道路管理者又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する。）
二	第四十七条の二第二項	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項	第四十八条の十九第一項の規定により国土交通大臣が維持を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項

8 法第四十八条の二十二第二項の場合における同条第四項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第三項（同項の表二の項、五の項、十二の項、十九の項及び二十一の項に係る部分を除く。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。

項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---	---------	-----------	---------

五	四	三	二	一			
第四十八条の二十九の六第一項及び第三項	第四十七条の二第二項及び第三項、第四十七條の十二第三項	第四十七条の二第二項	第四十三條の二、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の十四、第四十七條の十五第二項、第四十八條の二十九の三、第四十八條の二十九の四、第四十八條の二十九の五第一項、第四十八條の四十九第二号、第七十二條の二第二項	第十三條第四項			
道路管理者は、	の道路管理者	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項	道路管理者	関係都道府県	都道府県	修繕又は災害復旧	第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理
道路管理者は、道路管理者等が	の道路管理者又は指定市以外の市町村	第四十八條の二十二第一項の規定により指定市以外の市町村が歩行者利便増進改築等を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項	道路管理者等	当該指定市以外の市町村及び関係する都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。）	指定市以外の市町村	修繕	第四十八條の二十二第一項の規定により指定市以外の市町村が国道の修繕

六	第四十九条	道路の管理に関する	第四十八条の二十二第一項に規定する歩行者利便増進改築等に要する
七	第五十条第一項及び第六項、第五十三条第二項	国道の新設又は改築	歩行者利便増進道路である国道の改築
八	第五十条第一項	新設又は改築を	改築を
九	第六十四条第一項	停留料金並びに は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	停留料金、 並びに第三十九条の規定に基づく占用料で、第四十八条の二十二第二項の規定に基づき公示される同条第一項に規定する歩行者利便増進改築等の開始の日から当該歩行者利便増進改築等の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市町村
十	第七十四条	道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において	道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において 改築をしようとする指定市以外の市町村

（国土交通大臣の行う工事等の告示）

第二条 国土交通大臣は、次に掲げる工事等（工事又は維持をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、工事等の区間、工事の種類及び工事等の開始の日を告示しなければならない。

一 法第十二条本文の規定による国道（指定区間外の国道に限る。）の新設又は改築に関する工事

二 法第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の管理を都道府県又は指定市が行っている区間に係る法第十二条本文の規定による新設若

しくは改築又は法第十三条第一項の規定による修繕若しくは災害復旧に関する工事

三 法第十三条第三項の規定による指定区間外の国道の災害復旧に関する工事

四 法第十七条第六項の規定による都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事

五 法第十七条第七項の規定による指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事

六 法第四十八条の十九第一項の規定による指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持

2 国土交通大臣は、前項各号に掲げる工事等の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ、同項の規定に準じてその旨を告示しなければならない。

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。

二 五 (略)

六 法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与え、及び法第八十七条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

七 法第三十三条第二項第三号（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により利便増進誘導区域を指定すること。
八 十二 (略)

十三 法第三十九条の四第一項又は第五項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により通知し、法第三十九条の四第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用入札を実施し、及び法第三十九条の四第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定すること。

十四 (略)

十五 法第三十九条の六第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更の認定をすること。
十六 二十五 (略)

二十六 法第四十八条の二十五第一項及び第二項の規定により歩行者利便増進計画について審査し、及び評価を行い、同条第四項の規定により
占用予定者を選定し、同条第五項の規定により意見を聴き、並びに同条第六項の規定により通知すること。

二十七 五十 (略)

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により告示された工事の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、前項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「指定市以外の市町村が代

行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一・二（略）

三 法第二十二條の二の規定により協定を締結すること。

四（略）

五 法第二十四條の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金（自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。）、法第三十九條（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四條の三第七項（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八條から第六十二條までの規定に基づく負担金（第十七号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

六 法第二十八條の二第一項の規定により協議会を組織すること。

七 法第三十二條第五項、第三十三條第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十九條の四第二項及び第三十九條の六第二項（これらの規定を法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）並びに第四十八條の二十五第三項の規定により協議すること。

八 法第四十五條第一項又は第四十七條の十五第一項（法第四十六條第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合に係る部分に限る。）の規定により道路標識又は区画線を設けること。

九 法第四十六條第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

十 法第四十八條の四十五（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により自転車駐車場に係る自動車駐車場等運営権者と協議すること。

十一 法第四十八條の六十第一項の規定により道路協力団体を指定し、及び同条第三項の規定による届出を受理すること。

十二 法第四十八條の六十二第一項の規定により報告をさせ、同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

十三 法第四十八條の六十三の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

十四 法第四十八條の六十四の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四條本文の規定による承認（道路の維持の実施に係るものに限る。）があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

十五 法第七十一條第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一條第三項前段（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第二十四條の規定、法第三十二條第一項及び第三項、第三十四條、第三十五條、第三十六條第一項、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項、第三十九條の九並びに第四十條第二項（これらの規定を法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに法第四十八條の二十六第一項、第四十八條の二十七第一項及び第四十八條の二十九の規定に係るものに限る。

十六 法第七十二條の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

十七 法第七十三條（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により駐車料金等の納付を督促し、並びに駐車料金等並びに

駐車料金等に係る手数料及び延滞金を徴収すること。

十八 法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

十九 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき、法第四十八条の二十第一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしようとするとき、法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとするとき及び自動車駐車場又は特定車両停留施設を設けようとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項本文（道路の区域を立体的区域として決定し、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議すること。

二十 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第四条第四項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により申請を却下すること。

二十一 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

二十二 電線共同溝整備法第六条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第十四条第二項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十六号）第七条第二項第一号の規定による届出を受理すること。

二十三 電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による許可をすること。

二十四 電線共同溝整備法第十五条第一項の規定による承認をすること。

二十五 電線共同溝整備法第十六条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

二十六 電線共同溝整備法第十八条の規定により意見を聴き、及び電線共同溝管理規程を定めること。

二十七 電線共同溝整備法第二十条第二項の規定により必要な指示をすること。

二十八 電線共同溝整備法第二十一条の規定による協議をすること。

二十九 電線共同溝整備法第二十六条の規定による処分をすること。

2・3 （略）

第四条の三 （略）

2 （略）

3 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により告示された工事の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の四 法第十七条第七項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、国

土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 第四条第一項第一号から第四十一号まで、第四十三号から第四十六号まで及び第四十八号から第五十号までに掲げる権限

二 第四条の二第一項第二号、第四号及び第十四号に掲げる権限

三 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認（道路の維持の実施に係るものに限る。）があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

四 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき、法第四十八条の二十第一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしようとするとき並びに法第九十五条の二第一項の政令で定める道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築又は歩行安全改築を行おうとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項（法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による自動車専用道路の指定をしようとするとき及び法第四十六条第三項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分を除く。）の規定により協議し、又は通知すること。

2 (略)

3 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定により告示された維持又は工事の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該維持又は工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第四十一号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条の二 法第四十八条の十九第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一 (略)

二 第四条の二第一項第二号、第四号及び第十四号に掲げる権限

三 法第九十五条の二第一項（法第四十五条第一項の規定により道路に区画線を設けようとするとき、法第四十六条第一項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき及び法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分に限る。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項（法第四十五条第一項の規定により自動車専用道路に区画線を設けようとするとき及び法第四十六条第一項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議し、又は通知すること。

2 (略)

3 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定により告示された維持の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該維持の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第四十一号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条の三 法第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「指定市以外の市

町村が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一（略）

二 第四条の二第一項第二号から第四号まで、第六号、第七号、第十号から第十五号まで、第十八号及び第二十号から第二十九号までに掲げる権限

三〇六（略）

2・3（略）

（国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等）

第六条（略）

2 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一（略）

二 法第二十八条の二第一項の規定により協議会を組織すること。

三（略）

3・4（略）

5 国土交通大臣は、法第二十七条第一項又は第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号又は第七号に掲げる権限

二（略）

三 法第三十五条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同意すること。

四 法第三十九条の二第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定めること。

五 法第四十七条の十八第一項、第四十八条の二十九の五第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

六 法第四十八条の二十三第一項の規定により公募占用指針を定めること。

七 法第四十八条の四十五（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により自動車駐車場等運営権者と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

八 法第四十八条の六十四の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

九 法第七十一条第一項又は第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可、法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の第四十八条の二十六第一項若しくは第四十八条

の二十七第一項の規定による認定若しくは法第四十八条の二十九の規定による承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

6 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第七号、第八号及び第十七号、第四条の二第一項第三号、第六号、第八号、第九号、第十一号（法第四十八条の六十第一項の規定に係る部分に限る。）、第十二号（法第四十八条の六十二第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）、第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号並びに前項第二号から第九号までに掲げる権限

二、四（略）

7（略）

8 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者は、法第二十七条第五項の規定により道路管理者に代わつて第四条の二第一項第三号若しくは第六号に掲げる権限又は第五項各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

9 国土交通大臣は、法第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第五項第二号、第三号及び第七号に掲げる権限

二、三（略）

10 指定市以外の市町村は、法第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて第四条第一項第一号、第七号、第八号、第十七号、第二十号、第二十一号、第三十号及び第三十一号、第四条の二第一項第三号、第六号、第十一号（法第四十八条の六十第一項の規定による指定に係る部分に限る。）、第十二号（法第四十八条の六十二第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）、第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号並びにこの条第五項第二号から第九号まで及び第六項第二号から第四号までに掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

11（略）

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一、十三（略）

十四 防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設（都市再生特別措置法第十九条の十五第一項に規定する非常用電気等供給施設をいう。）その他これらに類する施設で、災害応急対策（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。第十六条の三第二号イ並びに第三十五条の七第二号及び第四号において同じ。）の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるもの

（他の都道府県に分担させる負担金に関する基準）

第二十條 国土交通大臣は、法第五十條第六項の規定により他の都道府県に負担金の一部を分担させる場合においては、国道の新設又は改築によつて当該他の都道府県の受ける利益の程度並びに当該国道の所在する都道府県及び当該他の都道府県の受ける利益の割合を考慮して国土交通大臣が定める額を分担させるものとする。

（都道府県等負担額）

第二十一條 国土交通大臣が国道の新設若しくは改築又は指定区間内の国道の災害復旧（以下この項及び第二十三條第一項において「国道の新設等」という。）を行う場合における都道府県が法第五十三條第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、国道の新設等に要する費用の額（法第五十八條から第六十一條まで及び第六十二條後段又は地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九條の規定による負担金（以下この章において「収入金」という。）があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。以下この節において「国道新設等負担基本額」という。）に、法第五十條第一項又は第二項に定める都道府県の負担割合をそれぞれ乗じて得た額（収入金（指定区間内の国道に係る収入金を除く。以下この項において同じ。）があるときは当該額に当該収入金の額を加算し、同条第六項の規定により分担を命ぜられた他の都道府県があるときは、当該額から分担額を控除した額。以下この節において「国道新設等都道府県負担額」という。）とする。

2 国土交通大臣が指定区間外の国道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合における都道府県が法第五十三條第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該維持又は工事に要する費用の額に相当する額（第二十三條第三項及び第七項において「指定区間外国道維持等都道府県負担額」という。）とする。

3 国土交通大臣が都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三條第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該維持又は工事に要する費用の額に相当する額（第二十三條第四項及び第七項において「都道府県道等維持等都道府県等負担額」という。）とする。

4・5 （略）

（国道新設等負担基本額等の通知）

第二十三條 （略）

2 国土交通大臣は、国道の新設又は改築を行う場合において、法第五十條第六項の規定により他の都道府県に分担を命じたときは、分担額並びに国道新設等負担基本額及び国道新設等都道府県負担額を関係都道府県に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、指定区間外の国道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合においては、当該指定区間外の国道を管理する都道府県に対して、指定区間外国道維持等都道府県負担額を通知しなければならない。

4 国土交通大臣は、都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、都道府県道等維持等都道府県等負担額を通知しなければならない。

5～8 (略)

(法定受託事務から除かれる事務)

第三十九条 (略)

2 法第九十七条第一項第三号の政令で定める事務は、第四条の二第一項第五号及び第十七号並びに第五条の三第一項第三号及び第五号に掲げるものとする。

(権限の委任)

第四十一条 (略)

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定、同条第五項本文及び法第三十一条の二第四項本文の規定による決定、同条第三項の規定による命令並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一～十三 (略)

十四 法第五十条第六項の規定により負担金の一部を分担させ、及び同条第七項の規定により意見を聴くこと。

十五～二十六 (略)

3 (略)

○ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）

(用語の定義)

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの

三・四 (略)

五 自動運行補助施設（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法により道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四十一条第一項第二十号に掲げる自動運行装置を備えている自動車の自動的な運行を補助するための施設その他これに類

するものをいう。以下同じ。）で道路上に又は道路の路面下に第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

六 (略)

七 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

八 特定車両停留施設（旅客の乗降又は貨物の積卸しによる道路における交通の混雑を緩和することを目的として、専ら道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車その他の国土交通省令で定める車両（以下「特定車両」という。）を同時に二両以上停留させる施設で道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるものをいう。以下同じ。）

九・十 (略)

3 5 (略)

(国道の新設又は改築)

第十二条 国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。

(国道の維持、修繕その他の管理)

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2 (略)

3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わつて自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

4 6 (略)

(都道府県道の管理)

第十五条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。

(市町村道の管理)

第十六条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

2 第八条第三項の規定により市町村長が当該市町村の区域をこえて市町村道の路線を認定した場合には、その道路の管理は、当該路線を

認定した市町村長の統轄する市町村が行う。但し、当該路線が他の市町村の市町村道の路線と重複する場合においては、その重複する部分の道路の管理の方法については、関係市町村長がそれぞれ議会の議決を経て協議しなければならない。

3 第七条第五項及び第六項の規定は、前項但書の規定による協議が成立しない場合について準用する。この場合において、これらの規定中「関係都道府県知事」とあるのは「関係市町村長」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項中「当該都道府県の議会」とあるのは「当該市町村の議会」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第七条第五項及び第六項の規定により都道府県知事が裁定をした場合においては、第二項但書の規定の適用については、関係市町村長の協議が成立したものとみなす。

5 第二項但書の規定による関係市町村長の協議が成立した場合（前項の規定により関係市町村長の協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、関係市町村長は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

（管理の特例）

第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

2 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うこととされているもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

3 町村は、第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該町村の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

4 ～ 6 （略）

7 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路について当該各号に定める管理（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、第十三条第一項、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道 維持（道路の啓開のために行うものに限る。）

二 都道府県道又は市町村道 災害復旧に関する工事

8 （略）

9 第一項から第四項まで及び前三項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（道路の区域の決定及び供用の開始等）

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所（以下「道路管理者の事務所」という。）において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

2 （略）

（共用管理施設の管理）

第十九条の二 道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減、道路の排水その他の道路の管理のための施設又は工作物で、当該道路と隣接し、又は近接する他の道路から発生する道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減、当該他の道路の排水その他の当該他の道路の管理に資するもの（第五十四条の二第一項において「共用管理施設」という。）の管理については、当該道路の道路管理者及び当該他の道路の道路管理者（以下この条及び第五十四条の二において「共用管理施設関係道路管理者」という。）は、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2 5 （略）

（兼用工作物の管理）

第二十条 道路と堤防、護岸、ダム、鉄道又は軌道用の橋、踏切道（道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者（第三十一条及び第三十一条の二において「鉄道事業者等」という。）の鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道との交差部分をいう。）、駅前広場その他公共の用に供する工作物又は施設（以下これらを「他の工作物」と総称する。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該道路の道路管理者及び他の工作物の管理者は、当該道路及び他の工作物の管理については、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、道路については、道路に関する工事（道路の新設、改築又は修繕に関する工事をいう。以下同じ。）及び維持以外の管理を行わせることができない。

2 前項の規定により協議する場合において、国土交通大臣である道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立しないときは、国土交通大臣は、当該他の工作物に関する主務大臣とあらためて協議することができる。

3 第一項の規定により協議する場合において、国土交通大臣以外の道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立しないときは、当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者は、そのいずれかが国又は都道府県であるときは国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に、その他のときは都道府県知事（他の工作物に関する主務大臣の事務を分掌する地方支分部局の長があるときは、都道府県知事及び当該支分部局の長。以下この条並びに第五十五条第三項及び第四項において同じ。）に裁定を申請することができる。

4 国土交通大臣及び他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、

当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見を聴かなければならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

5 第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は前二項の規定により国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣若しくは都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

6 第一項の規定による協議が成立した場合（前項の規定により道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、当該道路の道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

（他の工作物の管理者に対する工事施行命令等）

第二十一条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第三十一条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。

（工事原因者に対する工事施行命令等）

第二十二条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。

2 （略）

（附帯工事の施行）

第二十三条 道路管理者は、道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事を道路に関する工事とあわせて施行することができる。

2 （略）

（道路管理者以外の者の行う工事）

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項から第八項まで、第十九条から第二十二条の二まで、第四十八条の十九第一項又は第四十八条の二十二第一項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(道路管理者の権限の代行)

第二十七条 国土交通大臣は、第十二条本文の規定により指定区間外の国道の新設若しくは改築を行う場合又は第十三条第三項の規定により指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該指定区間外の国道の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

2 指定市以外の市町村は、第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

3 国土交通大臣は、第十七条第六項の規定により都道府県道若しくは市町村道を構成する施設若しくは工作物の改築若しくは修繕に関する工事を行う場合又は同条第七項の規定により指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道の維持若しくは都道府県道若しくは市町村道の災害復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

4 (略)

5 第十九条の規定による協議に基づき一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は第二十条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が道路を管理する場合においては、これらの者は、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

(協議会)

第二十八条の二 交通上密接な関連を有する道路(以下この項において「密接関連道路」という。)の管理を行う二以上の道路管理者は、踏切道密接関連道路(踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。)その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 4 (略)

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設

七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的

二 道路の占用の期間

三 道路の占用の場所

四 工作物、物件又は施設の構造

五 工事実施の方法

六 工事の時期

七 道路の復旧方法

3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用户」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

（道路の占用の許可基準）

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一・二 （略）

三 前条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの（以下「歩行者利便増進施設等」という。）で、第四十八条の二十第一項に規定する歩行者利便増進道路（第四十八条の二十一の技術的基準に適合するものに限る。第四十八条の二十三第一項、第三項及び第五項、第四十八条の二十四第一項並びに第四十八条の二十七第二項第二号において同じ。）の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域（以下「利便増進誘導区域」という。）内に設けられるもの（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該

歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）

四〇六（略）

3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

5 前二項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。

6 （略）

（工事の調整のための条件）

第三十四条 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、道路を不経済に損傷し、又は道路の交通に著しい支障を及ぼさないために必要があると認めるときは、当該申請に係る道路の占用に関する工事と他の申請に係る道路の占用に関する工事若しくは他の道路占用者の道路の占用又は道路に関する工事とを相互に調整するために当該許可に対して必要な条件を附することができる。この場合において、道路管理者は、あらかじめ当該申請に係る道路の占用に関する工事を行うようとする者又は他の道路占用者の意見を聞かなければならない。

（国の行う道路の占用の特例）

第三十五条 国の行う事業のための道路の占用については、第三十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば足りる。この場合において、同条第二項各号に掲げる事項及び第三十九条に規定する占用料に関する事項については、政令でその基準を定めることができる。

（水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例）

第三十六条 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）若しくは全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管（ガス事業法第二条第十一項に規定するガス事業（同条第二項に規定するガス小売事業を除く。）の用に供するものに限る。）又は電柱、電線若しくは公衆電話所（これらのうち、電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者（同項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第十五号の四に規定する特定卸供給事業者を除く。）がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）を道路に設けようとする者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、

あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、前項の計画書に基づく工事（前項ただし書の規定による工事を含む。）のための道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が第三十三条第一項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えなければならない。

（道路の占用の禁止又は制限区域等）

第三十七条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路（第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。）の占用を禁止し、又は制限することができる。

一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合

二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合

三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

2・3 （略）

（道路管理者の道路の占用に関する工事の施行）

第三十八条 道路管理者は、道路の構造を保全するために必要があると認める場合又は道路占用者の委託があつた場合においては、道路の占用に関する工事で道路の構造に係るものを自ら行うことができる。

2 前項の場合において、道路の構造を保全するために必要があると認めて道路管理者が自ら工事を行おうとするときは、当該道路管理者は、道路占用者に対して、あらかじめ自ら当該工事を行うべき旨及び当該工事を行うべき時期を通知しなければならない。

（入札対象施設等の入札占用指針）

第三十九条の二 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を占用料の額についての入札により決定することが、道路占用者の公平な選定を図るとともに、道路管理者の収入の増加を図る上で有効であると認められる工作物、物件又は施設（以下「入札対象施設等」という。）について、道路の占用及び入札の実施に関する指針（以下「入札占用指針」という。）を定めることができる。

2・5 （略）

6 道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）は、入札占用指針を定め、又はこれを変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該入札占用指針に定めようとする第二項第二号の場所の存する市町村を統括する市町村長の意見を聴かなければならない。

7 道路管理者は、入札占用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(入札占用計画の提出)

第三十九条の三 入札対象施設等を設置するため道路を占用しようとする者は、入札対象施設等のための道路の占用に関する計画（以下「入札占用計画」という。）を作成し、その入札占用計画が適当である旨の認定を受けるための入札（以下「入札」という。）に参加するため、これを道路管理者に提出することができる。

2・3 (略)

(占用入札)

第三十九条の四 道路管理者は、入札占用計画を提出した者のうち、次の各号のいずれにも該当すると認めるものに対しては入札に参加することができ、次の各号のいずれかに該当しないと認めるものに対しては入札に参加することができない旨を、それぞれ通知しなければならない。

- 一 当該入札占用計画が入札占用指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該入札対象施設等のための道路の占用が第三十二条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合すること。
- 三 当該入札対象施設等のための道路の占用が道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと。
- 四 その者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。
- 2 道路管理者は、前項の規定により入札に参加することができる旨を通知しようとする場合において、当該通知の相手方が提出した入札占用計画に従って入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。
- 3 道路管理者は、第一項の規定により入札に参加することができる旨の通知を受けた者を参加者として、入札占用指針の定めるところにより、入札入札を実施しなければならない。
- 4 道路管理者は、前項の規定により実施した入札において最も高い入札料の額（入札入札指針に定められた入札料の額の最低額以上の額に限る。以下この項において同じ。）をもつて申し出た参加者を落札者として決定するものとする。ただし、効率的な道路の管理の観点から入札料の額その他の条件が当該道路管理者にとつて最も有利な入札入札計画の提出をした参加者を落札者として決定することが適切であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、最も高い入札料の額をもつて申し出た参加者以外の者を落札者として決定することができる。
- 5 道路管理者は、前項の規定により落札者を決定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

(入札入札計画の認定)

第三十九条の五 道路管理者は、前条第五項の規定により通知した落札者が提出した入札入札計画について、道路の場所を指定して、当該入札入札計画が適当である旨の認定をするものとする。

2 道路管理者は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。

（入札占用計画の変更等）

第三十九条の六 前条第一項の規定による認定を受けた者（次条において「認定計画提出者」という。）は、当該認定を受けた入札占用計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。

2 道路管理者は、前項の規定による変更の認定をしようとする場合において、変更後の入札占用計画に従って入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、第一項の規定による変更の認定の申請があつた場合において、その申請に係る変更後の入札占用計画が第三十九条の四第一項第一号から第三号までのいずれにも該当すると認めるときは、第一項の規定による認定をするものとする。

4 （略）

（占用入札を行った場合における道路の占用の許可）

第三十九条の七 （略）

2 道路管理者は、認定計画提出者から認定入札占用計画に基づき第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。

3 （略）

4 道路管理者が第二項の規定により第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えた場合においては、当該許可に係る占用料の額は、第三十九条第二項の規定にかかわらず、占用入札において認定計画提出者が申し出た額（当該申し出た額が同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令）で定める額を下回る場合にあっては、当該条例又は当該政令で定める額）とする。この場合において、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。

5 （略）

（占用物件の維持管理に関する措置）

第三十九条の九 道路管理者は、道路占用者が前条の国土交通省令で定める基準に従つて占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占用者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（原状回復）

第四十条 （略）

2 道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（添加物件に関する適用）

第四十一条 道路管理者以外の者が占用物件に関し新たに道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある物件を添加しようとする行為は、本節の規定の適用については、新たな道路の占用とみなす。

（車両の積載物の落下の予防等の措置）

第四十三条の二 道路管理者は、道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法は正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。

（違法放置等物件に対する措置）

第四十四条の三 道路管理者は、第四十三条第二号の規定に違反して、道路を通行している車両から落下して道路に放置された当該車両の積載物、道路に設置された看板その他の道路に放置され、又は設置された物件（以下この条において「違法放置等物件」という。）が、道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められる場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。

一 当該違法放置等物件の占有者、所有者その他当該違法放置等物件について権原を有する者（以下この条において「違法放置等物件の占有者等」という。）に対し第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命じた場合において、当該措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき。

二 当該違法放置等物件の占有者等が現場にいないために、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないとき。

2 道路管理者は、前項の規定により違法放置等物件を除去し、又は除去させたときは、当該違法放置等物件を保管しなければならない。

3 道路管理者は、前項の規定により違法放置等物件を保管したときは、当該違法放置等物件の占有者等に対し当該違法放置等物件を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4 道路管理者は、第二項の規定により保管した違法放置等物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該違法放置等物件を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該違法放置等物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該違法放置等物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 道路管理者は、前項の規定による違法放置等物件の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該違法放置等物件を廃棄することができる。

6・7 (略)

8 第三項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項の規定により保管した違法放置等物件（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該違法放置等物件の所有権は、当該違法放置等物件を保管する道路管理者に帰属する。

(道路標識等の設置)

第四十五条 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。

2・3 (略)

(自動運行補助施設の性能の基準等)

第四十五条の二 (略)

2 道路管理者は、道路の附属物である自動運行補助施設を設置した場合においては、当該自動運行補助施設の性能、当該自動運行補助施設を設置した道路の場所その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。公示した事項を変更した場合においても、同様とする。

(通行の禁止又は制限)

第四十六条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合

二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

2 道路監理員（第七十一条第四項の規定により道路管理者が命じた道路監理員をいう。）は、前項第一号に掲げる場合において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

3 道路管理者は、水底トンネル（水底トンネルに類するトンネルで国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。）の構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通の危険を防止するため、政令で定めるところにより、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

第四十七条 (略)

3 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、トンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、車両でその重量又は高さが構造計算その他の計算又は試験によつて安全であると認められる限度をこえるもの通行を禁止し、又は制限することができる。

4 (略)

(限度超過車両の通行の許可等)

第四十七条の二 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同条第三項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度を超える車両（以下「限度超過車両」という。）の通行を許可することができる。

2 前項の申請が道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項の許可に関する権限は、政令で定めるところにより、一の道路の道路管理者が行うものとする。この場合において、当該一の道路の道路管理者が同項の許可をしようとするときは、他の道路の道路管理者に協議し、その同意を得なければならない。

3 前項の規定により二以上の道路について一の道路の道路管理者が行う第一項の許可を受けようとする者は、手数料を道路管理者（当該許可に關する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国）に納めなければならない。

4 (略)

5 道路管理者は、第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

6・7 (略)

(車両の通行に関する措置)

第四十七条の十四 道路管理者は、第四十七条第二項の規定に違反し、若しくは同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に關し第四十七条の二第一項の規定により付した条件に違反し、若しくは第四十七条の十第三項の回答の内容に従わないで車両を通行させている者又は道路において第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第四十七条第四項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に關して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(通行の禁止又は制限の場合における道路標識)

第四十七条の十五 道路管理者は、第四十六条第一項若しくは第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合においては、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けなければならない。この場合において、道路管理者は、必要があると認めるときは、適当な回り道を道路標識をもつて明示し、一般の交通に支障のないようにしなければならない。

2 道路管理者は、第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を特に明示する必要があると認められる場所には、道路標識を設けなければならない。

(道路の立体的区域の決定等)

第四十七条の十七 道路管理者は、道路の存する地域の状況を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、第十八条第一項の規定により決定し又は変更する道路の区域を空間又は地下について上下の範囲を定めたもの（以下「立体的区域」という。）とすることができる。

2・3 (略)

(道路一体建物に関する協定)

第四十七条の十八 道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路と当該道路の区域外に新築される建物とが一体的な構造となることについて、当該建物を新築してその所有者になろうとする者との協議が成立したときは、次に掲げる事項を定めた協定（以下この節において「協定」という。）を締結して、当該道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行うことができる。この場合において、道路の管理上必要があると認めるときは、協定に従つて、当該建物の管理を行うことができる。

一 協定の目的となる建物（以下「道路一体建物」という。）

二 道路一体建物の新築及びこれに要する費用の負担

三 次に掲げる事項及びこれらに要する費用の負担

イ 道路一体建物に関する道路の管理上必要な行為の制限

ロ 道路の管理上必要な道路一体建物への立入り

ハ 道路に関する工事又は道路一体建物に関する工事が行われる場合の調整

ニ 道路又は道路一体建物に損害が生じた場合の措置

ホ 道路の附属物である自動車駐車場若しくは自転車駐車場又は特定車両停留施設（以下「自動車駐車場等」という。）と道路一体建物とが一体的な構造となる場合であつて、当該自動車駐車場等と連絡する通路その他の当該道路一体建物の部分を当該自動車駐車場等の多数の利用者が利用すると見込まれるときは、当該部分の整備及び管理に係る措置

四 協定の有効期間

五 協定に違反した場合の措置

六 協定の揭示方法

七 その他道路一体建物の管理に関し必要な事項

- 2 道路管理者は、協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該協定の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、協定において定めるところにより、道路一体建物又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

(自動車専用道路の指定)

- 第四十八条の二 道路管理者は、交通が著しくふくそうして道路における車両の能率的な運行に支障のある市街地及びその周辺の地域において、交通の円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始(他の道路と交差する部分について第十八条第二項ただし書の規定によりあつたものとみなされる供用の開始及び自動車のみ的一般交通の用に供する供用の開始を除く。次項において同じ。)がない道路(高速自動車国道を除く。)について、自動車のみの一般交通の用に供する道路を指定することができる。この場合において、当該道路に二以上の道路管理者(当該道路と交差する道路の道路管理者を除く。)があるときは、それらの道路管理者が共同して当該指定をするものとする。

- 2 道路管理者は、交通が著しくふくそうし、又はふくそうすることが見込まれることにより、車両の能率的な運行に支障があり、若しくは道路交通騒音により生ずる障害があり、又はそれらのおそれがある道路(高速自動車国道及び前項の規定により指定された道路を除く。以下この項において同じ。)の区間内において、交通の円滑又は道路交通騒音により生ずる障害の防止を図るために必要があると認めるときは、当該道路(まだ供用の開始がないものに限る。)又は道路の部分について、区域を定めて、自動車のみの一般交通の用に供する道路又は道路の部分指定することができる。ただし、通常他に道路の通行の方法があつて、自動車以外の方法による通行に支障のない場合に限る。

3・4 (略)

(災害が発生した場合における重要物流道路等の管理の特例)

第四十八条の十九 (略)

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

- 3 第一項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(占用予定者の選定)

- 第四十八条の二十五 道路管理者は、前条第一項の規定により公募対象歩行者利便増進施設等を設置するため道路を占用しようとする者から歩行者利便増進計画が提出されたときは、当該歩行者利便増進計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該歩行者利便増進計画が公募占用指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該歩行者利便増進施設等のための道路の占用が第三十二条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

- 三 当該歩行者利便増進施設等のための道路の占用が道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと。
- 四 当該歩行者利便増進計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。
- 2 道路管理者は、前項の規定により審査した結果、歩行者利便増進計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第四十八条の二十三第二項第六号の評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての歩行者利便増進計画について評価を行うものとする。
- 3 道路管理者は、前項の評価を行うおとする場合において、当該評価に係る歩行者利便増進計画に従つて公募対象歩行者利便増進施設等を設置する行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該歩行者利便増進計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。
- 4 道路管理者は、第二項の評価に従い、道路の機能を損なうことなく当該道路の歩行者の利便の増進を図る上で最も適切であると認められる歩行者利便増進計画を提出した者を占用予定者として選定するものとする。
- 5 道路管理者は、前項の規定により占用予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 6 道路管理者は、第四項の規定により占用予定者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

（防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限）

第四十八条の二十九の三 道路管理者は、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、又は災害の速やかな復旧を図るため、防災拠点自動車駐車場の広域災害応急対策の拠点としての機能を緊急に確保することが特に必要であると認めるときは、当該防災拠点自動車駐車場について、広域災害応急対策の拠点としての利用以外の利用を禁止し、又はその利用を制限することができる。

（防災拠点自動車駐車場の利用の制限等の表示）

第四十八条の二十九の四 道路管理者は、前条の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとする場合においては、当該防災拠点自動車駐車場の入口その他必要な場所に、禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

（車両の停留の許可）

第四十八条の三十二 特定車両停留施設に車両を停留せようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、停留させる車両に係る事項、当該車両を停留させる日時その他特定車両停留施設を利用する特定車両の種類ごとに国土交通省令で定める事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、当該許可の申請に係る前項に規定する事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

(特定車両の停留の許可基準)

第四十八条の三十三 道路管理者は、前条第一項又は第三項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

- 一 当該許可の申請に係る車両が特定車両のうち第四十八条の三十第一項の規定により指定した種類のものであること。
- 二 当該許可の申請に係る前条第二項に規定する事項が特定車両停留施設の構造の保全及び適正かつ合理的な利用の確保、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他の観点から政令で定める基準に適合するものであること。

(利便施設協定の縦覧等)

第四十八条の三十八 (略)

2 (略)

3 道路管理者は、利便施設協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該利便施設協定の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、利便施設協定において定めるところにより、協定利便施設又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

4 (略)

(指定登録確認機関の業務)

第四十八条の四十九 指定登録確認機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 道路管理者の委託を受けて、第四十七条の二第一項の許可に係る審査の事務を行うこと。

三 (略)

(道路協力団体の指定)

第四十八条の六十 道路管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、道路協力団体として指定することができる。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該道路協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3・4 (略)

(監督等)

第四十八条の六十二 (略)

2 (略)

3 道路管理者は、道路協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 道路管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例）

第四十八条の六十四 道路協力団体が第四十八条の六十一各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第二十四条本文並びに第三十二条第一項及び第三項の規定の適用については、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による承認又は許可があつたものとみなす。

（国道の管理に関する費用負担の特例等）

第五十条 （略）

2・3 （略）

4 第十三条第三項の規定による指定区間外の国道の災害復旧に関する工事に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

5 第十七条第七項又は第四十八条の十九第一項の規定による指定区間外の国道の維持に要する費用は、当該指定区間外の国道の道路管理者である都道府県の負担とする。

6 第一項の場合において、国道の新設又は改築によつて他の都道府県も著しく利益を受けるときは、国土交通大臣は、政令で定める基準により、その利益を受ける限度において、当該国道の所在する都道府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができる。

7 前項の規定により国土交通大臣が著しく利益を受ける他の都道府県に国道の所在する都道府県の負担すべき負担金の一部を分担させようとする場合においては、国土交通大臣は、関係都道府県の意見を聴かなければならない。

（負担金の納付又は支出）

第五十三条 国土交通大臣が国道の新設若しくは改築を行う場合、指定区間内の国道の災害復旧を行う場合、指定区間外の国道の維持若しくは災害復旧に関する工事を行う場合、都道府県道若しくは市町村道の維持若しくは災害復旧に関する工事を行う場合又は都道府県道若しくは市町村道を構成する施設若しくは工作物の改築若しくは修繕に関する工事を行う場合においては、まず全額国費をもつてこれを行った後、都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、第五十条第一項、第二項若しくは第四項から第六項まで又は第五十一条の規定に基づく負担金を国庫に納付しなければならない。

2・3 （略）

（道路管理者以外の者の行う工事等に要する費用）

第五十七条 第二十四条の規定により道路管理者以外の者の行う道路に関する工事又は道路の維持に要する費用は、同条の規定により道路管理者の承認を受けた者又は道路の維持を行う者が負担しなければならない。

(他人の土地の立入又は一時使用)

第六十六条 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2／7 (略)

(長時間放置された車両の移動等)

第六十七条の二 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事又は除雪その他の道路の維持の施行のため緊急やむを得ない必要がある場合においては、道路に長時間放置された車両について、現場に当該車両の運転をする者その他当該車両の管理について責任がある者がいないときに限り、当該車両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動することができる。この場合において、当該車両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないときは、自動車駐車場、空地、この項前段に規定する場所以外の道路上の場所その他の場所に当該車両を移動することができる。

2 道路管理者は、前項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する警察署長の意見を聴かなければならない。

3 道路管理者は、第一項後段の規定により車両を移動したときは、当該車両を保管しなければならない。この場合において、道路管理者は、車両の保管の場所の形状、管理の態様等に応じ、当該車両に係る盗難等の事故の発生を防止するため、道路管理者が当該車両を保管している旨の表示、車輪止め装置の取付けその他の必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項の規定により車両を保管したときは、当該車両の所有者又は使用者（以下この条において「所有者等」という。）に対して、保管を始めた日時及び保管の場所を告知し、その他当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

5 道路管理者は、車両が放置されていた場所における道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事が完了し、又は除雪その他の道路の維持の施行が終了した場合その他第三項の規定による保管を継続する必要がなくなつた場合においては、遅滞なく、同項の規定により保管した車両を当該車両が放置されていた場所又はその周辺の場所に移動しなければならない。

(非常災害時における土地の一時使用等)

第六十八条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。

(損失の補償)

第六十九条 道路管理者は、第六十六条又は前条の規定による処分により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 (略)

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定(以下この条及び第七十二条の二第一項において「許可等」という。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
- 三 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者

2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

- 一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- 二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 第四十四条第四項又は前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、道路管理者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、道路管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

4 道路管理者(第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、その職員のうちから道路監視員を命じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条第一項若しくは第三項、第四十七条第三項、第四十七条の十四第二項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者(第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分に違反している者を含む。)に対して第一項の

規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。

5 道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十三条の二、第四十七条の十四第一項、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は第四十八条の十六の規定による権限を行わせることができる。

6・7 (略)

(監督処分に伴う損失の補償等)

第七十二条 道路管理者は、第二十四条又は第三十二条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可を受けた者が前条第二項第二号又は第三号の規定による処分によつて通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2 (略)

3 道路管理者は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第二項第三号の規定による処分によるものである場合においては、当該補償金額を当該事由を生じさせた者に負担させることができる。

(報告及び立入検査)

第七十二条の二 道路管理者は、この法律（次項に規定する規定を除く。）の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 道路管理者は、第四十七条第二項及び第三項並びに第七十一条第一項（第四十七条第二項若しくは第三項又は第四十七条の二第一項の規定に係る場合に限る。）の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、限度超過車両の所在する場所若しくは限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者の事務所その他の事業場に立ち入り、限度超過車両の通行経路、通行時間その他の通行の方法の記録その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

(道路予定区域)

第九十一条 (略)

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条から第四十四条の三まで、第四十七条の二十一、第四十八条、第四十八条の四十五（第三十二条第一項又は第三項の規定の適用に係る部分に限る。）、第七十一条、第七十二条、第七十二条の二（第二項を除く。）、第七十三条、第七十五条、第八十七

条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3・4 (略)

(不用物件の管理又は交換)

第九十二条 (略)

2・3 (略)

4 道路管理者は、路線の変更又は区域の変更に因り、新たに道路を構成する敷地その他の物件を取得する必要がある場合において、これらの物件及び不用物件の所有者並びに当該物件について抵当権、賃借権、永小作権その他所有権以外の権利を有する者の同意があるときは、第一項の期間内においても、不用物件とこれらの物件とを交換することができる。

(不用物件の使用)

第九十三条 不用物件を他の道路の新設又は区域の変更のために使用する場合であつて、且つ、当該不用物件が当該道路の区域内にある場合において、当該道路の道路管理者がその旨を前条第一項の期間内に当該不用物件の管理者に申し出たときは、当該不用物件の管理者は、これを当該道路管理者に引き渡さなければならない。

(都道府県公安委員会との調整)

第九十五条の二 道路管理者は、第四十五条第一項の規定により道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この項において同じ。)に区画線(道路交通法第二条第二項の規定により同条第一項第十六号の道路標示とみなされるものに限る。以下この条において同じ。)を設け、第四十六条第一項若しくは第三項若しくは第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、第四十八条の二十第一項若しくは第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をし、第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、若しくは制限し、又は横断歩道橋を設け、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築で政令で定めるもの若しくは歩行安全改築を行い、道路上に道路の附属物である自動車駐車場を設け、若しくは道路に接して特定車両停留施設を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、若しくは制限しようとする場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を通知しなければならない。

2 道路管理者は、道路の区域を立体的区域として決定し、若しくは変更し、第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定による自動車専用道路の指定をし、第四十五条第一項の規定により自動車専用道路に区画線を設け、第四十六条第一項若しくは第三項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に協議しなければならない。前項ただし書の規定は、道路管理者が第四十六条第一項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制

限しようとする場合について準用する。

（不服申立て）

第九十六条 （略）

2 4 （略）

5 道路管理者が第三十二条第一項若しくは第三項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の五第一項若しくは第三項の規定による許可の申請書を受理した日から三月を経過してもなおその申請に対する何らの処分をしないときは、許可を申請した者は、道路管理者がその許可を拒否したものとみなして、審査請求をすることができ、道路管理者が第九十一条第一項の規定による許可の申請書を受理した日から三十日を経過してもなおその申請に対する何らの処分をしないときも、同様とする。

（権限の委任）

第九十七条の二 この法律及びこの法律に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。ただし、第三十一条第二項の規定による裁定、同条第五項本文及び第三十一条の二第四項本文の規定による決定並びに同条第三項の規定による命令については、この限りでない。

○ 道路法等の一部を改正する法律案（令和七年法律第 号）（抄）

（道路法の一部改正）

第一条 道路法（昭和二十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第七項中「管理（」の下に「第一号及び第二号に定める管理にあつては」を、「認められるもの」の下に「に限り、第三号に定める管理にあつては当該都道府県又は市町村が自らこれを的確かつ迅速に行うことが困難であると認められるもの」を加え、同項に次の一号を加える。

三 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に附属する自動車駐車場 新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理（第十三条第三項、この項又は第四十八条の十九第一項の規定により道路の維持又は災害復旧に関する工事を行うために必要と認められるものに限る。）
第二十二条の二の次に次の一条を加える。

（道路啓開計画）

第二十二条の三 交通上密接な関連を有する道路（以下「密接関連道路」という。）の管理を行う二以上の道路管理者（以下「密接関連道路管理者」という。）は、第二十八条の二第一項に規定する協議会における協議を行った結果、大規模な災害が発生した場合における緊急輸送の確保を図るための密接関連道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。以下この条において同じ。）を効果的に行うため必要があると

認めるときは、共同して、当該協議会における協議を経て、当該災害が発生した場合における当該密接関連道路の円滑かつ迅速な啓開のための計画（以下「道路啓開計画」という。）を定めるものとする。

2 道路啓開計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 対象となる災害の種類

二 前号に掲げる災害（以下この条において「対象災害」という。）が発生した場合における密接関連道路の維持の実施に関する目標

三 前号の維持を優先的に実施する必要がある密接関連道路の路線及び区間

四 対象災害が発生した場合における密接関連道路の維持の方法に関する事項

五 対象災害が発生した場合における密接関連道路の維持に必要な資材及び建設機械の備蓄又は調達に関する事項

六 密接関連道路の維持を効果的に行うための訓練に関する事項

七 対象災害が発生した場合における密接関連道路の被害の状況に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、道路啓開計画の実施に関し必要な事項

3 前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る。）がその管理する道路以外の密接関連道路の維持を行うことができることを定めることができる。

4 道路啓開計画は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する防災業務計画及び同条第十号に規定する地域防災計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 密接関連道路管理者は、道路啓開計画を定めたときは、遅滞なく、国土交通大臣である密接関連道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の密接関連道路管理者にあつてはこれを公表するよう努めなければならない。

6 密接関連道路管理者は、定期的に、その定めた道路啓開計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 第一項及び第五項の規定は、道路啓開計画の変更について準用する。

第二十四条中「第二十二條の二」を「第二十二條の三」に改める。

第二十七條第三項中「維持若しくは」を「維持、」に改め、「災害復旧に関する工事」の下に「若しくは指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の管理」を加える。

第二十八條の二第一項中「交通上密接な関連を有する道路（以下この項において「密接関連道路」という。）の管理を行う二以上の道路管理者は」を「密接関連道路管理者は、道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整」に改め、「（をいう。）」の下に「の改良の方法に関する協議」を加える。

第三十三條第二項第四号中「（昭和三十六年法律第二百二十三号）」を削る。

第五十條中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第十七條第七項の規定による指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該指定区間外の国道の道路管理者である都道府県の負担とする。

第五十一条に次の一項を加える。

4 第十七条第七項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は市町村の負担とする。

第五十三条第一項中「工事を行う場合、」の下に「指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合、」を加え、「場合又は」を「場合、」に、「場合に」を「場合又は都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合に」に、「第六項」を「第七項」に改め、同条第二項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二条 (略)

(道路整備特別措置法の一部改正)

第三条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第四十八条の十九第一項」の下に、「第四十八条の二十九の五第一項」を加える。

第九条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 道路法第二十二條の三第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により道路啓開計画を定め、又はこれを変更し、及び同条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定によりこれを公表すること。

第九条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 道路法第二十八條の二第一項の規定により協議会(道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものに限る。)を組織すること。

第九条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 道路法第四十八條の六十七第一項の規定により道路脱炭素化推進計画を定め、並びに同条第四項の規定によりこれを公表し、及び国土交通大臣に報告すること。

第九条第十一項中「まで」の下に、「第十二号の二」を加える。

第十四条中「第四十八条の十九第一項」の下に、「第四十八条の二十九の五第一項」を加える。

第十七条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 道路法第二十二條の三第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により道路啓開計画を定め、又はこれを変更し、及び同条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定によりこれを公表すること。

第十七条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 道路法第二十八條の二第一項の規定により協議会(道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものに限る。)を組織すること。

第十七条第一項第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二 道路法第四十八條の六十七第一項の規定により道路脱炭素化推進計画を定め、並びに同条第四項の規定によりこれを公表し、及

び国土交通大臣に報告すること。

第三十条第一項第三号及び第三十一条第一項第一号中「協議会」の下に「（道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものを除く。）」を加える。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（災害が発生した場合における公社管理道路の管理の特例）

第三十二条の二 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、地方道路公社から要請があり、かつ、当該地方道路公社における公社管理道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該公社管理道路について次に掲げる管理を当該地方道路公社に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第十四条及び第十五条第一項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一 維持（道路の啓開のために行うものに限る。）及び災害復旧に関する工事であつて、高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの

二 公社管理道路に附属する自動車駐車場の管理（新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理であつて、当該公社管理道路について前号に掲げる管理を行うために必要と認められ、かつ、当該地方道路公社が自らこれを的確かつ迅速に行うことが困難であると認められるものに限る。）

2 地方道路公社は、前項の要請をしようとするときは、あらかじめ、当該要請に係る公社管理道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。次項において同じ。）の同意を得なければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により同項各号に掲げる管理を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を、当該地方道路公社及び当該公社管理道路の道路管理者に通知するとともに、公示しなければならない。当該管理の全部又は一部を完了したときも、同様とする。

4 国土交通大臣は、第一項の規定により同項各号に掲げる管理を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該地方道路公社に代わつてその権限を行うものとする。

5 第一項の場合におけるこの法律の規定により読み替えて適用する道路法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第四項の規定により地方道路公社に代わつてその権限を行う国土交通大臣は、道路法第八章（第百九条を除く。）の規定の適用については、道路管理者とみなす。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（国土交通大臣が行う公社管理道路に係る工事に関する費用負担の特例）

第三十七条の二 第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が行う公社管理道路の災害復旧に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額（地方道路公社が自ら当該工事を行うこととした場合に地方道路公社法第三十条第一項の規定により国が当該地方道路公社に補助することができるとする金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。）を、当該地方道路公社が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

第三十八条第一項中「前条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

第五十四条第一項中「が道路整備特別措置法」の下に「（昭和三十一年法律第七号）」を加え、「道路整備特別措置法第八条第一項第三十八号又は第十七条第一項第三十四号」を「同法第八条第一項第三十九号又は第十七条第一項第三十五号」に改める。

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条（略）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条及び第三条（道路整備特別措置法第四条の改正規定、同法第九条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、同条第十一項の改正規定、同法第十四条の改正規定及び同法第十七条第一項第三十三号の次に一号を加える改正規定を除く。）の規定並びに次条並びに附則第四条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

（道路脱炭素化基本方針に関する準備行為）

第二条（略）

（負担金等の強制徴収に関する経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の道路法第七十三条の規定は、施行日以後に徴収する道路法第七十三条第一項に規定する負担金等並びに同条第二項に規定する手数料及び延滞金について適用し、施行日前に徴収した当該負担金等並びに当該手数料及び延滞金については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第六条（略）

（高速自動車国道法の一部改正）

第七条（略）

（特別会計に関する法律の一部改正）

第八条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第一号ホ中「第六項」を「第七項」に改める。

第九条（略）

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（災害時における車両の移動等）

第七十六条の六 第七十六条の四第二項に規定する道路管理者等（以下この条において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第三項第三号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

3 次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第一項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

一 第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合

二 道路管理者等が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合

三 道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合

4 道路管理者等は、第一項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

5 〽7 （略）

8 地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者に代わつて、第一項から第四項までの規定による権限を行うものとする。

9 （略）

○ 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）

（料金を徴収しない車両）

第十一条 法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定める車両は、当該道路の通行又は利用が災害救助、水防活動その他特別の理由に基づくものであるため運転者等から料金を徴収することが著しく不適当であると認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとする。

（道路法の規定の適用についての技術的読替え）

第十五条 法の規定により機構及び会社又は地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合において同法第三十二条第四項中「道路管理者」とあるのは、「地方道路公社」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句とする。

項	読み替える規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句	
			機構及び会社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合	地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理について適用する場合
一	第二条第二項第二	第十八条第一項に規定する道路管理者	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社（以下「会社」という。）	地方道路公社
二	第二条第二項第五号、第七号及び第八号	第十八条第一項に規定する道路管理者	会社	地方道路公社
	第十八条第一項	第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつ	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	地方道路公社

六	五	四	三	
第十九条の二第二項	第十九条の二第一項	第十九条の二第一項、第三十一条第一項、第二項及び第四項、第九十三条		
そのいずれかが国土交通大臣である場合を除き、共用管理施設関係道路管理者のいずれかが都道府県であるときは国	道路管理者（	当該道路の道路管理者	決定して	ては都道府県。以下「道路管理者」という。）
当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣	道路管理者（当該他の道路が他の会社が管理する道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路であるときは当該他の会社、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路であるときは地方道路公社。	会社	決定し、第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は	
当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣	道路管理者（当該他の道路が道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路であるときは会社、他の地方道路公社が管理する同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路であるときは当該他の地方道路公社。	地方道路公社	決定し、第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は	

十				九	八	七	
	第二十条第三項			第二十条第一項	第十九条の二第五項	第十九条の二第三項	
国土交通大臣に、その他のときは都道府県知事	国土交通大臣以外の道路管理者			当該道路の道路管理者	共用管理施設関係道路管理者は	国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者	
	当該道路の道路管理者	国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣	機構又は会社	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は会社（他の工作物の管理者が当該会社であるときは、機構。以下この条において同じ。）	当該道路の道路管理者及び当該他の道路の道路管理者は	関係都道府県知事の」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は	
	地方道路公社	国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣	地方道路公社	地方道路公社	当該道路の道路管理者及び当該他の道路の道路管理者は	関係都道府県知事の」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は	

	十二	十一				
第二十条第五項、第四十四条の	第二十条第五項	第二十条第四項				
道路管理者	若しくは都道府県知事が裁定 第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は前二項	第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は前二項	都道府県知事（他の工作物に関する主務大臣の事務を分掌する地方支分部局の長があるときは、都道府県知事及び当該支分部局の長。以下この条並びに第五十五条第三項及び第四項において同じ。）	主務大臣又は都道府県知事	当該道路の道路管理者又は	ならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない
機構又は会社	が裁定	前二項	ならない	機構若しくは会社又は	主務大臣	
地方道路公社	が裁定	前二項	ならない	地方道路公社又は	主務大臣	

十三	三第一項から第五項まで、第六十七條の二第二項から第五項まで、第九十五條の二	第二十條第六項	道路管理者と
十四		道路管理者と	機構又は会社と
十五	第二十一條	協議	機構又は会社が協議
十六	第二十一條、第二十二條第一項、第三十二條第一項から第三項まで及び第五項、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十三條の二、第四十四條第四項から第七項まで、第四十四條の二第三項、第五項及び第六項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第二項及び第五項、第四十七條の十四、第四十七條の十七第一項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の五第三項、第四十八條の八第二項、第四十八條の九、第四十八	道路管理者	機構
		協議	機構又は会社が協議
		地方道路公社が協議	地方道路公社と

				十七	条の十、第四十八条の十二、第四十八条の二十九の三、第四十八条の三十二、第四十八条の三十三、第四十八条の四十九第二号、第四十八条の六十四、第六十六条第一項、第六十八条、第六十九条第一項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第八十七条第一項、第九十一条第三項、第九十六条第五項
			十八	二十二条の二	道路管理者は
		十九	第二十三条第一項、第三十八条、第四十二条第一項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第九十一条第二項、第九十二条第四項	道路管理者以外	会社は
	二十	第二十四条、第九十一条第一項	道路管理者の	外 道路管理者、機構及び会社以外	地方道路公社は
二十一	第三十一条第二項		国土交通大臣以外の道路管理者	会社	地方道路公社
			機構の		
			会社		
			地方道路公社		
			外 道路管理者及び地方道路公社以外		

二十二	第三十一条第三項		当該道路の道路管理者又は ならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあつては当該道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない	
二十三	第三十九条の二第六項	道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）	機構	地方道路公社
二十四	第三十九条の二第七項、第三十九条の五第二項、第四十七条の十八第二項	道路管理者は、 道路管理者は、	道路管理者は、機構が	道路管理者は、地方道路公社が
二十五	第三十九条の四第四項	道路管理者は 当該地方道路公社	機構は 機構	地方道路公社は 当該地方道路公社
二十六	第四十一条	道路管理者	道路管理者、機構及び会社	道路管理者及び地方道路公社
二十七	第四十五条第一項、第四十七条の十五、第四十七条の十八第一項、第四十八条の十一第二項、第四十八条の二十九の四	道路管理者	機構及び会社	地方道路公社

二十八	第四十五条の二第二項	道路管理者は、	機構は、会社が	地方道路公社は、
二十九	第四十七条の二第二項	道路管理者	道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項第二十八号若しくは第十七条第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者	道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項第二十八号若しくは第十七条第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者
三十	第四十七条の二第三項	道路管理者が	道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項第二十八号若しくは第十七条第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者が	道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項第二十八号若しくは第十七条第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者が
三十一	第四十七条の十二第三項	道路管理者	道路管理者又は機構	道路管理者又は地方道路公社
三十二	第四十八条の五第一項	当該自動車専用道路の道路管理者の	機構の	地方道路公社の
	第四十八条の五第二項	自動車専用道路の道路管理者（次項及び第四十八条の七から第四十八条の十までにおいて単に「道路管理者」という。）は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設	機構は、当該連結許可の申請に係る施設が第二号	地方道路公社は、当該連結許可の申請に係る施設が第二号

三十三		第三十四条の二第一項		第三十五	第七十一条第四項	第三十六	第九十一条第一項
又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号	同項後段の場合にあつては当該交差が第四十八条の三ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可	道路管理者	基づく処分			道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九	
連結許可	連結許可	機構若しくは会社	基づく処分	第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十七号若しくは第二十九号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの	第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十七号若しくは第二十九号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路	会社	
連結許可	連結許可	地方道路公社	基づく処分	第九号、第二十七号若しくは第二十九号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路	第九号、第二十七号若しくは第二十九号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路	地方道路公社	

法の規定により有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

三十七				三十八			
第九十三条				第九十五条の二第二項			
当該道路管理者				第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定による自動車専用道路の指定をし、第四十五条第一項	設け、	制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとする	十六条第五項後段において同じ。）
当該会社				第四十五条第一項	設け、又は	制限しようとする	
当該地方道路公社				第四十五条第一項	設け、又は	制限しようとする	
一				二			
第二条第二項第二号				第二条第二項第五号及び第七号から第九号まで			
読み替える道路法の規定				読み替えられる字句			
第十八条第一項に規定する道路管理者				第十八条第一項に規定する道路管理者			
道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十八条第四項に規定する有料道路管理者（以下「有料道路管理者」という。）				有料道路管理者			
読み替える字句				有料道路管理者			
読み替える道路法の規定				読み替えられる字句			
第十八条第二項、第二十条第五項、第二				道路管理者			
有料道路管理者				有料道路管理者			

十一條、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第三項、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十一條の二第二項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第二項第三号、第三項及び第四項、第三十四條から第三十九條まで、第三十九條の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九條の三第一項及び第三項、第三十九條の四、第三十九條の五、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第四十四條の二第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第四十四條の三第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十五條の二第二項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の十四、第四十七條の十五、第四十七條の十七第二項、第四十七條の十八、第四十七條の二十一第一項及び第三項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の二、第四十八條の三、第四十八條の五第三項、第四十八條の七、第四十八條の八第二項、第四十八條の九、第四十八條の十、第四十八條の十一第二項、第四十八條の十

二、第四十八条の二十第一項、第二項及び第五項、第四十八条の二十三第一項、第五項及び第六項、第四十八条の二十四第一項及び第三項、第四十八条の二十五、第四十八条の二十六、第四十八条の二十七第一項及び第二項、第四十八条の二十八第二項、第四十八条の二十九、第四十八条の二十九の三、第四十八条の二十九の四、第四十八条の二十九の五第一項、第四十八条の二十九の六第一項から第三項まで、第四十八条の三十、第四十八条の三十二から第四十八条の三十四まで、第四十八条の三十五第一項、第四十八条の三十六、第四十八条の三十七第一項、第四十八条の三十八第一項から第三項まで、第四十八条の四十第一項、第四十八条の四十一、第四十八条の四十九第二号、第四十八条の六十から第四十八条の六十四まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項

	八	七	六	五	四	
第二十四条の二第一項	第二十条第六項	第二十条第五項	第二十条第四項	第二十条第三項、第三十一条第二項	第十九条の二第一項、第二十条第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十一条第一項から第四項まで、第三十一条の二第一項、第四十九条、第五十五条第三項、第七十五条第二項及び第三項、第九十三条	及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第百三条第二号、第五号及び第六号、第百四条第一号、第六号及び第七号、第百五条、第百六条第一号
道路管理者（指定区間内の国道にあつては、国。第三項（第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項、第四十四条第五項及び第七項、第四十四条の三第八項、第四	道路管理者と	第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は前二項	指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者	国土交通大臣以外の道路管理者	当該道路の道路管理者	
有料道路管理者は、有料道路管理者である地方公共団体の条例	有料道路管理者と	前二項	有料道路管理者	有料道路管理者	有料道路管理者	

九		十	十一	十二	十三	十四
		第三十一条第三項	第三十一条の二第一項	第三十九条第二項、第三十九条の二第五項、第四十四条第一項、第四十八条の七第二項、第四十八条の三十五第一項、第六十一条第二項、第七十三条第二項	第三十九条第二項	第三十九条の七第四項
十八条の七第一項、第四十八条の三十五第一項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。）は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）		指定区間外の国道にあつては当該道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者	指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道	条例（指定区間内の国道にあつては、政令）	但し、条例で定める場合においては	同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令）
		当該有料道路管理者	道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路	条例	この場合において	同項の条例
						当該条例又は当該政令
						当該条例

	二十五	第四十四条の二第二項	条例（指定区間内の国道にあつては、国土交通省令。以下この条において同じ。）	条例
	十六	第四十八条の五第一項	当該自動車専用道路の道路管理者	有料道路管理者
	十七	第四十八条の五第二項	自動車専用道路の道路管理者（次項及び第四十八条の七から第四十八条の十までにおいて単に「道路管理者」という。）	有料道路管理者
	十八	第四十八条の十七第二項、第四十八条の二十九の二第二項	道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）	有料道路管理者
	十九	第四十八条の四十二第一項	道路管理者（以下「特定道路管理者	有料道路管理者（以下「特定有料道路管理者
	二十	第四十八条の四十二第二項、第四十八条の四十四、第四十八条の四十五	特定道路管理者	特定有料道路管理者
	二十一	第五十四条の二第一項、第五十五条第一項	第四十九条から第五十一条までの規定により国又は	第四十九条の規定により有料道路管理者である
	二十二	第五十五条第一項及び第四項	国土交通大臣又は当該道路の道路管理者	有料道路管理者
	二十三	第五十五条第二項	第二十条第二項及び第三項	第二十条第三項
	二十四	第五十五条第三項	道路管理者である	有料道路管理者である
	第六十四条第一項		第二十五条の規定に基づく料金	第三十九条の規定に基づく占用料

二十五	第七十一条第四項			道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市			有料道路管理者
二十六				基づく処分			基づく処分で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十一号若しくは第三十三号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十七号若しくは第二十九号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの
二十七	第七十五条第二項第二号、第九十一条第一項			道路管理者の			有料道路管理者の
二十八	第八十五条第二項			都道府県道又は市町村道に	道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路に		道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路の新設又は改築に
二十九	第八十五条第三項			都道府県道又は市町村道の道路管理者	道路の有料道路管理者		道路の有料道路管理者
				道路の附属物の新設又は改築に	道路の附属物の新設又は改築に		道路の附属物の新設又は改築に
				道路の附属物の新設又は改築が国道の新	道路の附属物の新設又は改築が国道の新		道路の附属物の新設又は改築が国道の新

三十	第九十一条第一項	道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）	有料道路管理者		
三十一	第九十三条	当該道路管理者	当該有料道路管理者		
		都道府県又は市町村である道路管理者	有料道路管理者		
		当該都道府県の知事又は当該市町村の長	当該有料道路管理者である都道府県又は市町村の長		
三十二	第九十六条第二項	道路管理者がした	有料道路管理者がした		

（高速自動車国道法の規定による道路法の規定の適用についての技術的読替え）

第十六条 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による道路法の規定の適用については、同法第二十一条中「協議」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は会社が協議」と、同法第三十九条の二第七項中「入札占用指針」とあるのは「機構が入札占用指針」と、同法第三十九条の五第二項中「道路管理者は、」とあるのは「道路管理者は、機構が」と、同法第四十五条の二第二項中「道路管理者は、」とあるのは「機構は、会社が」と、同法第四十七条の十二第三項中「道路管理者」とあるのは「道路管理者又は機構」と、同法第四十七条の十八第二項中「協定を」とあるのは「機構が協定を」と、同法第七十一条第四項中「基づく処分」とあるのは「基づく処分」で道路整備特別措置法第八条第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十一号若しくは第三十三号若しくは第三十七号第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十七号若しくは第二十九号の規定により道路管理者に代わって機構若しくは地方道路公社が行うもの若しくは

は有料道路管理者が行うもの」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句を高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた同表の第四欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第五欄に掲げる字句とする。

項	一	二	三	四
読み替える道路法の規定	第二条第二項第二号	第二条第二項第五号、第七号及び第八号	第十九条の二第一項	第二十一条、第二十二条第一項、第三十二条第一項から第三項まで及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十条の二、第四十四条第四項及び第六項、第四十四条の二第三項、第五項及び第六項、第四十
読み替えられる字句	第十八条第一項に規定する道路管理者	第十八条第一項に規定する道路管理者	当該他の道路の道路管理者	道路管理者
高速自動車国道法第二十五条の規定により読み替えた字句	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
読み替える字句	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社（以下「会社」という。）	会社	会社	機構

九	八	七	六	五	
第三十八条第二項、第七十条第一項	第二十四条、第九十一条第一項	第二十三条第一項、第三十八条第一項、第四十二条第一項、第七十条第三項及び第四項、第九十一条第二項、第九十二条第四項	第二十二條の二、第二十四条	第二十二條の二	六条、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の十四、第四十七條の十七第一項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の二十九の三、第四十八條の三十二、第四十八條の三十三、第四十八條の四十九第二号、第四十八條の六十四、第六十六條第一項、第六十八條、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二條の二第一項及び第二項、第九十六條第五項
道路管理者が	道路管理者の	道路管理者	道路管理者以外	道路管理者は	
国土交通大臣が	国土交通大臣の	国土交通大臣	国土交通大臣以外	国土交通大臣は	
会社が	機構の	会社	国土交通大臣、機構及び会社以外	会社は	

	十	第三十八条第二項、第九十三条	当該道路管理者	国土交通大臣	当該会社
	十一	第三十九条の二第一項、第三十九条の四第四項	道路管理者は	国土交通大臣は	機構は
	十二	第三十九条の二第二項	道路管理者の	国の	機構の
	十三	第三十九条の二第六項	道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）	国土交通大臣	機構
	十四	第三十九条の四第四項	当該道路管理者	国土交通大臣	機構
	十五	第四十一条	道路管理者	国土交通大臣	国土交通大臣、機構及び会社
	十六	第四十四条第五項及び第七項、第六十九条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第九十一条第三項	道路管理者	国	機構
	十七	第四十四条の三第一項から第五項まで、第六十七条の二第二項から第五項まで	道路管理者	国土交通大臣	機構又は会社
	十八	第四十五条第一項、第四十七条の十五、第四十七条の十八第一項、第四十八条の二十九の四	道路管理者	国土交通大臣	機構及び会社
第四十七条の二第二項			一の道路の道路管理者が行う	国土交通大臣又は一の道路の道路管理者が行う	機構又は一の道路の道路管理者が行う

十九			第四十七条の二第三項	第二十一	第六十七条の二第二項	第二十二	第七十条第一項	第二十三	第八十七条第一項	二十四	第九十一条第一項	二十五	第九十三条
当該一の道路の道路管理者	他の道路の道路管理者	一の道路の道路管理者	道路管理者	道路管理者	道路管理者又は	国土交通大臣及び道路管理者	道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）	当該道路の道路管理者	国土交通大臣又は当該一の道路の道路管理者	他の道路の道路管理者又は国土交通大臣	一の道路の道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項第二十八号若しくは第十七条第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者	機構若しくは会社	会社又は
国土交通大臣又は当該一の道路の道路管理者	他の道路の道路管理者又は国土交通大臣	国土交通大臣	国又は	国又は	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
機構又は当該一の道路の道路管理者	他の道路の道路管理者又は機構	一の道路の道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項第二十八号若しくは第十七条第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者	機構若しくは会社	会社は	会社又は	国土交通大臣及び機構	会社	会社	会社	会社	会社	会社	会社

○ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）

（機構による道路管理者の権限の代行）

第八条 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一〜十二 （略）

十三 道路法第二十四条本文の規定により道路に関する工事又は道路の維持を行うことを承認し、及び同法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

十四 道路法第三十二条第一項又は第三項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により許可し、及び同法第三十二条第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、並びに同法第三十四条及び第八十七条第一項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

十五〜二十 （略）

二十一 道路法第四十条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。

二十二 （略）

二十三 道路法第四十四条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

二十三の二〜二十六 （略）

二十七 道路法第四十六条第一項及び第三項並びに第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

二十八 道路法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同項後段の規定により協議し、並びに同条第五項の規定により許可証を交付すること。

二十九・三十 （略）

三十一 道路法第四十七条の十四及び第四十八条の十二の規定により必要な措置をすることを命ずること。

三十二 （略）

三十三 道路法第四十八条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同法第四十八条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置をすることを命ずること。

三十四〜三十八 （略）

三十九 道路法第七十一条第一項又は第二項（高速自動車国道法第十一条の八第一項及び道路法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により処分をし、又は措置を命じ、及び道路法第七十一条第三項前段（高速自動車国道法第十一条の八第一項及び道路法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わ

せること。ただし、道路法第三十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものを除く。
四十（四十二）（略）

（地方道路公社による道路管理者の権限の代行）

第十七条 地方道路公社は、第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一 道路法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。

二 道路法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定により管理の方法について協議すること。

三 道路法第二十一条の規定により道路に関する工事を施行させ、及び道路の維持をさせること。

四 道路法第二十二条第一項の規定により道路に関する工事又は道路の維持を施行させること。

五 道路法第二十三条の二の規定により維持修繕協定を締結すること。

六 道路法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。

七 道路法第二十四条本文の規定により道路に関する工事又は道路の維持を行うことを承認し、及び同法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

八 道路法第三十一条第一項の規定により協議し、これを成立させること。

九 道路法第三十二条第一項又は第三項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により許可し、及び同法第三十二条第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、並びに同法第三十四条及び第八十七条第一項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

十 道路法第三十五条（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。

十一 道路法第三十八条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用に関する工事を自ら施行すること。

十二 道路法第三十九条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定め、及び同法第三十九条の二第六項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴くこと。

十三 道路法第三十九条の四第一項又は第五項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により通知し、同法第三十九条の四第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、同法第三十九条の四第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定すること。

十四 道路法第三十九条の五第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。

十五 道路法第三十九条の六第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更の認定をし、及び同法第三十九条の六第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。

十六 道路法第三十九条の九（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

十七 道路法第四十条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。

十八 道路法第四十三条の二の規定により必要な措置をすることを命ずること。

十九 道路法第四十四条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

十九の二 道路法第四十四条の二第六項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

二十 道路法第四十四条の三第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四条の三第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を保管し、同法第四十四条の三第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示し、同法第四十四条の三第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四条の三第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を廃棄すること。

二十一 道路法第四十五条第一項、第四十七条の十五、第四十八条の十一第二項及び第四十八条の二十九の四の規定により道路標識又は区画線を設けること。

二十二 道路法第四十五条の二第二項の規定により公示すること。

二十三 道路法第四十六条第一項及び第三項並びに第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

二十四 道路法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同項後段の規定により協議し、並びに同条第五項の規定により許可証を交付すること。

二十五 道路法第四十七条の三第二項又は第四十七条の十一第一項の規定により協議し、同法第四十七条の三第四項若しくは第五項又は第四十七条の十一第二項若しくは第三項の規定により許可基準等又は判定基準等を提供し、及び同法第四十七条の三第九項又は第四十七条の十一第四項の規定により情報の提供を求めること。

二十六 道路法第四十七条の十第四項の規定により判定基準を定めること。

二十七 道路法第四十七条の十四及び第四十八条の十二の規定により必要な措置をすることを命ずること。

二十八 道路法第四十七条の十八第一項の規定により協議し、締結し、及び道路一体建物を管理すること。

二十九 道路法第四十八条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同法第四十八条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置をすることを命ずること。

三十 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第二号から第四号までに掲げる施設について自動車専用道路との連結を許

可し、同法第四十八条の五第三項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第四十八条の十の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

三十一 道路法第四十八条の九の規定により施設の譲渡を承認し、及び同法第四十八条の十の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

三十一の二 道路法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限すること。

三十二 道路法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定により許可し、及び同法第八十七条第一項の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

三十三 道路法第四十八条の六十四の規定により協議すること。

三十四 道路法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

三十五 道路法第七十一条第一項又は第二項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により処分をし、又は措置を命じ、及び同法第七十一条第三項前段（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、同法第三十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものを除く。

三十六 道路法第七十二条の二第一項又は第二項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

三十七 道路法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

三十八 道路法第九十五条の二第二項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、同法第四十八条の二第一項又は第二項の規定に係るものを除く。

三十九 高速自動車国道法第七条の二第一項の規定により管理の方法について協議すること。

2 (略)

3 前項の規定による協議が成立しないときは、地方道路公社又は当該鉄道事業者等は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

4 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、地方道路公社又は当該鉄道事業者等の意見を聴かなければならない。

5 (略)

6 地方道路公社は、第一項の規定により当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が同項第九号、第十号、第十二号、第二十五号、第三十号、第三十三号又は第三十六号に掲げるもの（同項第十二号に掲げる権限にあつては道路法第三十九条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定めることに限り、第一項第二十五号に掲げる権限にあつては同法第四十七条の三第二項又は第四十七条の十一第一項の規定により協議することに限る。）であるときは当該道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、第一項第九号、第十号、第十二号又は第三十三号に掲げる

権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

7 (略)

(有料道路管理者の行う道路の新設又は改築)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 国土交通大臣は、市町村(指定市を除く。)である有料道路管理者(第一項の規定により道路を新設し、又は改築して、料金を徴収する道路管理者をいう。以下同じ。)から第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る道路の路線名及び工事の区間並びに工事方法を当該道路の存する区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。前項の規定による道路の路線名、工事の区間又は工事方法の変更に係る届出を受けたときも、同様とする。

(料金の額等の基準)

第二十三条 料金の額は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 会社が第三条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路(以下「会社管理高速道路」という。)にあつては、協定の対象となる高速道路(当該高速道路について二以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分)ごとに、当該高速道路に係る道路資産(機構法第二条第二項に規定する道路資産をいう。以下同じ。)の貸付料及び会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。

二・五 (略)

2・4 (略)

(料金徴収の対象等)

第二十四条 料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあつては当該道路を通行する道路法第二条第三項に規定する自動車(以下「自動車」という。)の運転者又は使用者(当該運転者を除く。)(以下「運転者等」という。)から、その他の道路にあつては当該道路を通行し、又は利用する車両の運転者等から徴収する。ただし、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両(第三項において「緊急自動車等」という。)の運転者等については、この限りでない。

2 前項本文に規定するその他の道路にあつては、同項本文の規定にかかわらず、トンネル及び橋並びに渡船施設、道路用エレベーターその他政令で定める施設を通行し、又は利用する人(同項本文に規定する車両の運転者等であるものを除く。)からも料金を徴収することができる。

3 会社等又は有料道路管理者は、この法律の規定により料金を徴収することができる道路について、料金の徴収を確実に行うため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定め

ることができる。この場合において、当該道路を通行する自動車その他の車両（緊急自動車等を除く。第五十九条において同じ。）の運転者は、当該通行方法に従つて、当該車両を通行させなければならない。

4 会社等又は有料道路管理者は、前項の認可を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、当該認可を受けた通行方法について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

5 会社等又は有料道路管理者は、次の表の上欄に掲げる自動車の運転者等から徴収できなかった料金の請求のため当該運転者等を特定する必要があると認めるときは、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる事項のうち当該運転者等を特定するために必要なものとして国土交通省令で定めるものに係る情報の提供を求めることができる。

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車	国土交通大臣（同法第七十四条の四の規定により同法第七十二条第一項の規定を読み替えて適用する場合にあつては、軽自動車検査協会）	同法第七十二条第一項（同法第七十四条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項
道路運送車両法第三条に規定する小型自動車 で二輪のもの	国土交通大臣	同法第七十二条第一項に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されている事項
道路運送車両法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車	同法第九十七条の三第一項に規定する地方運輸局長	同法第九十七条の三第一項の規定による届出に係る事項

（公社管理道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等）

第三十一条 道路管理者は、地方道路公社が第十条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、若しくは第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路又は第十二条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、若しくは第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う指定都市高速道路（以下「公社管理道路」と総称する。）について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方道路公社の意見を聴かなければならない。

- 一 道路法第二十八条の二第一項の規定により協議会を組織すること。
- 二 道路法第三十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用を禁止し、又は制限すること。
- 三 道路法第四十四条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路に接続する区域を沿道区域として指定すること。

三の二 道路法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により沿道区域の全部又は一部の区域を届出対象区域として指定すること。

四 道路法第四十七条の二十一第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路保全立体区域の指定をすること。

五 道路法第四十八条の二第二項又は第二項の規定による指定をすること。

六 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第一号に掲げる施設について協議し、又は連結を許可すること。

七 道路法第四十八条の十七第二項の規定により協議すること。

七の二 道路法第四十八条の二十九の二第二項の規定により協議すること。

八 道路法第四十八条の三十第一項の規定による指定をすること。

九 道路法第四十八条の六十第一項の規定により道路協力団体を指定すること。

十 道路法第四十八条の六十二第一項の規定により報告をさせ、同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同条第三項の規定により指定を取り消すこと。

十一 道路法第四十八条の六十三の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

十二 道路法第七十一条第一項又は第二項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により同法第三十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係る禁止等について処分をし、又は措置を命ずること。

2 (略)

（占用料の徴収についての道路法の規定の適用）

第三十三条 会社管理高速道路及び公社管理道路に関する道路法第三十九条、第三十九条の二第五項及び第三十九条の七第四項の規定の適用については、同法第三十九条第一項中「道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等（以下「機構等」という。）」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第三十九条の二第五項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第三十九条の七第四項中「道路管理者」とあるのは「機構等」と、「同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令）」とあるのは「同項の政令」と、「当該条例又は当該政令」とあるのは「当該政令」とする。

（違法放置等物件の保管についての道路法の規定の適用）

第三十五条 第八条第一項第二十四号、第九条第一項第十号又は第十七条第一項第二十号の規定により道路法第四十四条の三第二項に規定する道路管理者の権限を代わつて行う機構等又は会社が同条第一項に規定する違法放置等物件（同条第四項の規定により売却した代金を含む。）を保管する場合における同条第八項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「機構等又は会社」とする。

（手数料の納付についての道路法の規定の適用）

第三十六条 第八条第一項第二十八号又は第十七条第一項第二十四号の規定により道路法第四十七条の二第一項の許可に関する道路管理者の権限を機構等が代わつて行う場合における同条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「道路管理者（当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国）」とあるのは「機構等」と、同条第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例」とあるのは「政令」とする。

（道路に関する費用についての道路法の規定の適用）

第四十条 （略）

2 公社管理道路に関する道路法第五十七条から第六十三条までの規定の適用については、同法第五十七条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び地方道路公社以外の者」と、「同条の規定により道路管理者の承認を受けた者」とあるのは「道路整備特別措置法第十七条第一項第七号の規定により第二十四条本文の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社の承認を受けた者」と、同法第五十八条第一項及び第五十九条第三項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」と、同法第六十条本文中「第二十一条の規定によつて道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第十七条第一項第三号の規定により第二十一条の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社」と、「この法律」とあるのは「この法律及び道路整備特別措置法」と、同法第六十一条第一項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第六十二条後段中「第三十八条第一項の規定により道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第十七条第一項第十一号の規定により第三十八条第一項の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社」とする。

（道路法及び高速自動車国道法の適用等）

第五十四条 この法律による道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法（第五十条から第五十三条までを除く。）及び高速自動車国道法（第二十条を除く。）並びにこれらの法律に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、道路法第四十七条の三第二項中「道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）」とあるのは「道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道に限る。）が道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路（以下「会社管理高速道路」という。）である場合にあつては機構に、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路（以下「公社管理道路」という。）である場合にあつては地方道路公社」と、同条第四項及び第五項並びに同法第四十七条の十一第二項及び第三項中「道路管理者」とあり、同法第四十七條の三第六項中「これらの道路の道路管理者」とあり、同条第九項中「第一項の規定により指定された道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）」とあり、同法第四十七条の十一第一項中「当該道路管理者」とあり、並びに同条第四項中「道路の道路管理者」とあるのは「機構等」と、同法第四十七条の三第六項中「指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道」とあり、並びに同条第九項及び同法第四十七條の十一第四項中「当該道路」とあるのは「会社管理高速道路又は公社管理道路」と、同法第四十七条の十第四項中「道路管理者」とあるのは「道路管理者（当該道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道に限る。）が会社管理高速道路である場合にあつては機構、公社管理道路

である場合にあつては地方道路公社」と、同法第四十七条の十一第一項中「道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この条及び次条第三項において同じ。）」とあるのは「道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道に限る。）が会社管理高速道路である場合にあつては機構に、公社管理道路である場合にあつては地方道路公社」と、同法第七十一条第四項中「道路管理者（第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ」とあるのは「機構等又は有料道路管理者（道路整備特別措置法第十八条第四項に規定する有料道路管理者をいう。以下同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ」と、「第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第三十八号又は第十七条第一項第三十四号の規定により道路管理者に代わつて行う第一項若しくは第二項の規定による機構等の処分又は第一項若しくは第二項の規定による有料道路管理者の処分」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2／4（略）

○ 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）（抄）

（改良すべき踏切道の指定）

第三条 国土交通大臣は、踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、踏切道改良基準（安全かつ円滑な交通の確保のために必要な踏切道の改良（当該踏切道と交通上密接な関連を有する道路（以下「踏切道密接関連道路」という。）の改良を含む。以下同じ。）の方法に関する国土交通省令で定める基準をいう。以下同じ。）に適合する改良の方法により改良することが必要と認められるものを指定するものとする。

2／8（略）

○ 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄）

（道路法の規定の適用についての技術的読替え）

第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

項	読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
一	第十九条の二第一項	当該他の道路の道路管理者	国土交通大臣

三	二	第二十一条 第二十一条、第二十二条第一項、第二十二 条の二、第二十三条第一項、第二十四条、 第二十四条の三、第二十八条第一項及び第 三項、第三十二条、第三十三条第一項、第 三十四条から第三十七条まで、第三十八 条第一項、第三十九条の二第七項、第三十九 条の三第一項及び第三項、第三十九条の四 第一項から第三項まで及び第五項、第三 十九条の五、第三十九条の六第一項から第三 項まで、第三十九条の七第二項及び第四 項、第三十九条の九、第四十条第二項、第 四十一条、第四十二条第一項、第四十三 条の二、第四十四条第一項、第二項、第四 項及び第六項、第四十四条の二第一項から第 三項まで、第五項及び第六項、第四十四 条の三第一項から第五項まで、第四十五 条第一項、第四十五条の二第二項、第四 十六 条、第四十七 条第三項、第四十七 条の二第二 項及び第五 項、第四十七 条の十四、第四十七 条の十五、第 四十七 条の十七第一 項及び第二 項、第四十七 条の十八第一 項、第四十七 条の二十一第 一項及び第三 項、第四十八 条第二項及び 第四 項、第四十八 条の二十九の 三、第四十八 条の二十九の 四、第四十八 条の二十九の 五 第一項、第四十八 条の二十九の 六第一項及	
道路管理者		前条及び第三十一条	
国土交通大臣		高速自動車国道法（昭和三十二年法律第 七十九号）第八条及び第十二条	

五	四	
第二十四条の二第一項	第二十四条	び第二項、第四十八条の三十、第四十八条の三十二から第四十八条の三十四まで、第四十八条の三十六、第四十八条の三十七第一項、第四十八条の三十八第一項及び第二項、第四十八条の四十第一項、第四十八条の四十一、第四十八条の四十九第二号、第四十八条の六十から第四十八条の六十二まで、第四十八条の六十四、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第七十条第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十一条第二項、第九十二条第四項、第九十六条第五項、第一百零三条第二号、第五号及び第六号、第一百四条第一号、第六号及び第七号、第一百五号、第一百零六条第一号
道路管理者（指定区間内の国道にあつては、国。第三項（第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項、第四十四条第五項及び第七項、第四十四条の三第八項、第四十八条の七第一項、第四十八条の三十五第一項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第	第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項から第八項まで、第十九条から第二十二条の二まで、第四十八条の十九第一項又は第四十八条の二十二第一項	
国	第二十一条から第二十二条の二まで又は高速自動車国道法第七条の二若しくは第八条	

十	九	八	七		六	
第三十九条の二第二項、第三十九条の四第四項、第四十七条の十八第二項、第四十八条の二十九の六第三項、第四十八条の三十	第三十八条第二項、第三十九条の四第四項、第九十三条	第三十八条第二項、第七十条第一項	第二十八条の二第一項		第二十四条の二第三項、第三十九条第一項、第四十四条第五項及び第七項、第四十四条の三第八項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十九条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第九十一条第三項	
道路管理者は	当該道路管理者	道路管理者が	二以上の道路管理者は、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）その他の	道路（以下	道路管理者	一項、第六十九条第一項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。）
国土交通大臣は	国土交通大臣	国土交通大臣が	国土交通大臣及び道路管理者は、	高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路（以下	国	

	十一	第三十九条の二第一項、第六十四条第一項	道路管理者の	国の
	十二	第三十九条の二第六項	道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）	国土交通大臣
	十三	第三十九条の七第四項	同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令）	同項の政令
			当該条例又は当該政令	当該政令
	十四	第四十七条の二第二項	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）	高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路に係るものであるとき
			一の道路の道路管理者が行う	国土交通大臣又は一の道路の道路管理者が行う
			当該一の道路の道路管理者	国土交通大臣又は当該一の道路の道路管理者
			他の道路の道路管理者	他の道路の道路管理者又は国土交通大臣
			一の道路の道路管理者	国土交通大臣
十五		第四十七条の二第三項	道路管理者（当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国）	国

十六	第四十七條の十七第一項、第九十一条第一項	第十八条第一項	高速自動車国道法第七条第一項
十七	十七 第四十七條の十八第二項、第四十八條の二十九の六第三項、第四十八條の三十八第三項	道路管理者の	関係地方整備局又は北海道開発局の
十八	第四十八條の三十五第一項	道路管理者は	国は
十九	第四十八條の四十二第一項	道路管理者（以下「特定道路管理者」という。）	国土交通大臣
二十	第四十八條の四十二第二項、第四十八條の四十四、第四十八條の四十五	特定道路管理者	国土交通大臣
二十一	第四十八條の六十三	国土交通大臣又は道路管理者	国土交通大臣
二十二	第六十條	この法律	この法律及び高速自動車国道法
二十三	第六十四條第一項	割増金、第二十五条の規定に基づく料金	割増金
二十四	第六十四條第二項	道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	国
二十五	第七十條第一項	同項の道路管理者	国
		道路管理者は	国は

2 前項に定めるもののほか、道路法及び同法に基づく政令の規定の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。

○ 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）（抄）

（管理有料高速道路に係る新特別措置法等の規定の適用についての技術的読替え）
 第六条（略）

2 法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法第五十四条第一項の規定による道路法（昭和二十七年法律第八十号）の規定の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二条第二項第二号	第十八条第一項に規定する道路管理者	日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号。以下「施行法」という。）第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社（以下単に「管理有料高速道路承継会社」という。）
第二条第二項第五号、第七号及び第八号	第十八条第一項に規定する道路管理者	管理有料高速道路承継会社
第十九条の二第一項、第二十条第三項、第三十一条第一項、第二項及び第四項、第九十三条	当該道路の道路管理者	管理有料高速道路承継会社
第十九条の二第二項	道路管理者（	道路管理者（当該他の道路が他の管理有料高速道路承継会社が管理する管理有料高速道路であるときは、当該他の管理有料高速道路承継会社。
第十九条の二第二項	そのいずれかが国土交通大臣である場合を除	当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣で

	き、共用管理施設関係道路管理者のいずれかが都道府県であるときは国土交通大臣に、その他のときは都道府県知事	ある場合を除き、国土交通大臣
第十九条の二第三項	国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者	関係都道府県知事の」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は
第十九条の二第五項	共用管理施設関係道路管理者は	当該道路の道路管理者及び当該他の道路管理者は
第二十条第一項	当該道路の道路管理者	管理有料高速道路承継会社（他の工作物の管理者が当該管理有料高速道路承継会社であるときは、当該道路の道路管理者。以下この条において同じ。）
第二十条第三項	国土交通大臣以外の道路管理者 そのいずれかが国又は都道府県であるときは国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に、その他のときは都道府県知事（他の工作物に関する主務大臣の事務を分掌する地方支分部局の長があるときは、都道府県知事及び当該支分部局の長。以下この条並びに第五十五条第三項及び第四項において同じ。）	管理有料高速道路承継会社 国土交通大臣及び他の工作物に関する主務大臣
第二十条第四項	主務大臣又は都道府県知事	主務大臣

第三十一条第二項	第二十条第五項		当該道路の道路管理者又は ならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない		ならない	管理有料高速道路承継会社又は
	第二十条第五項		第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は前二項	前二項	前二項	
	第二十条第五項		若しくは都道府県知事が裁定	が裁定		
	第二十条第五項、第二十三条第一項、第三十八条、第四十二条第一項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第九十一条第二項、第九十二条第四項		道路管理者	管理有料高速道路承継会社		
	第二十條第六項	道路管理者と		管理有料高速道路承継会社と		
	第二十一条	協議		管理有料高速道路承継会社が協議		
第二十二條の二、第二十四條	第二十二條の二		道路管理者は	管理有料高速道路承継会社は		
	道路管理者以外		外	道路管理者及び管理有料高速道路承継会社以外		
	第三十一条第二項		国土交通大臣以外の道路管理者	管理有料高速道路承継会社		

第三十一条第三項	当該道路の道路管理者又は	管理有料高速道路承継会社又は
第四十一条、第四十五条第一項、第四十七条の十五、第四十七条の十八第一項、第四十八条の十一第二項	ならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあつては当該道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない	ならない
第四十四条の三第一項から第五項まで及び第八項、第六十七条の二第二項から第五項まで、第九十五条の二	道路管理者	道路管理者及び管理有料高速道路承継会社
第六十七条の二第一項	道路管理者	道路管理者若しくは管理有料高速道路承継会社
第九十三条	当該道路管理者	当該管理有料高速道路承継会社

○ 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）（抄）

（管理有料高速道路の維持、修繕等の特例の経過措置）
第二十六条 （略）

2 管理有料高速道路については、新特別措置法第三条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した高速道路とみなして新特別措置法第四条から

第七条まで、第九条第一項（第一号から第三号までに係る部分を除く。）及び第十項から第十二項まで、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第三十条第一項（第一号及び第二号に係る部分を除く。）及び第二項、第三十二条第一項、第三十五条、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四項、第四十四条、第四十五条第三項、第四項前段及び第六項、第四十六条第一項、第四十七条、第四十八条、第五十一条第四項、第五項及び第八項、第五十四条第一項（後段にあつては、政令で定める技術的読替えに係る部分に限る。）及び第三項、第五十五条から第五十六条まで並びに第五十八条から第六十条までの規定を適用する。この場合において、新特別措置法第九条第十項及び第十一項、第四十五条第三項、第四項前段及び第六項並びに第五十一条第四項中「機構」とあるのは「道路管理者」とするほか、新特別措置法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

3・4 （略）

○ 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）

（国土交通大臣の権限）

第四条 道路法施行令第四条第一項（第一号、第四十二号、第四十五号及び第四十六号に係る部分を除く。）及び第二項並びに第六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項（第一号（同令第四条第一項第一号に掲げる権限に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二条第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第三条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

○ 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）（抄）

（道路管理者の権限の代行）

第二十三条 法第五十八条第四項の規定により市町村が道路管理者に代わつて行う権限（第四項において「市町村が代行する権限」という。）は、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号、第五号、第二十号、第二十一号（道路法第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。）、第三十五号（道路法第二十四条本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十六号（道路法第二十四条本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）並びに第四条の二第一項第二号（道路法第二十二條第一項の規定に係る部分に限る。）、第四号及び第十四号に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

2
5
4

(略)